

大 川 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録

平成22年6月10日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1 . 出席議員

1番	石橋忠敏	10番	中村博満
2番	箴島かおる	11番	岡秀昭
3番	吉川一寿	12番	中村武彦
4番	今村幸稔	13番	佐藤操
5番	平木一朗	14番	山田廣登
6番	古賀龍彦	15番	井口嘉生
7番	石橋正毫	17番	古賀光子
8番	川野栄美子	18番	神野恒彦
9番	福永寛		

欠席議員

16番 古賀勝久

2 . 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治
副市	長	福島裕幸
教	育	長 石橋良知
会	計	管 理 者 宇木博子
(兼)会	計	課 長
消	防	長
(兼)総	務	課 長 今村辰雄
経	営	政 策 課 長 木下修二

総務課長	今泉貞則
(併)選挙管理委員会事務局長	
企画調整課長	本村和也
税務課長	古賀恭治
健康課長	持木芳己
インテリア課長	田中稔久
農業水産課長	添島清美
(併)農業委員会事務局長	
クリーク課長	田中美俊
都市建設課長	石橋徳治
まちづくり推進課長	川野徳秀
上下水道課長	宮崎博巳
学校教育課長	武下博子
監査事務局長	武下知寛

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	酒見隆司
議会事務局書記	永尾龍之介
議会事務局書記	堀修
議会事務局書記	古賀章子

4. 付議事件

1. 一般質問

5 . 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	12	中 村 武 彦	1 . マスタープランの策定と審議会のあり方について
2	6	古 賀 龍 彦	1 . 交通事故多発地の安全対策について
3	18	神 野 恒 彦	1 . 口蹄疫の予防、感染対策について 2 . 木工産業の維持、促進の施策について
4	11	岡 秀 昭	1 . 地元経済対策としての建設工事や業務委託の発注について 2 . 通学路の歩道整備について 3 . 県道水田大川線へのバイパス整備について
5	10	中 村 博 満	1 . 市道郷原一ツ木線について 2 . 木室ふれあい広場の活用について 3 . 道路の拡幅について

午前9時 開議

議長（井口嘉生君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。古賀勝久議員より欠席の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、これから一般質問を行います。この際お願いいたします。一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたします。一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたします。一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたします。一般質問の発言時間につきましては、答弁を含め1時間30分程度でお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

まず、12番中村武彦君。

12番（中村武彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。珍しく1番くじを引いて、早々に質問をやらせていただきます。

本日は、通告に従いまして、マスタープランの策定と審議会のあり方について質問をさせていただきます。

当市にも条例に基づく審議会、それから法に基づく審議会、いずれも報酬のあるなしを含めて相当数の附属機関が設置されております。この附属機関の中には審議会のほかにも委員会でありますとか、運営協議会と、こういったものがあるということになるわけでありまして、

私は昨年、この中の一つである大川市総合計画審議会のメンバーとして、大川市のマスタープランの審議をやらせていただきました。マスタープランそのものは申し上げるまでもなく、多少の紆余曲折はありましたが、さきの、そのために開かれた1月臨時議会で最終的に無事承認決議がなされたわけでありまして、これは各位も御案内のとおりであります。

この一連の審議委員としての審議会における審議、その後の議会における審議、最終的な決議を通じて考えたことについて質問をさせていただきたいと思っております。

そういう意味では、順序が逆になってしまいますが、まず、議会における総合計画の審議について述べさせていただきたいと思っております。

また、この点について申し上げれば、行政にお尋ねをすると、質問をするというよりは、むしろ10年後の次のマスタープラン作成の時点でのこれまた行政というよりは、むしろ我々議会の決意といえますか、あるいは議会の覚悟といえますか、今回の審議の反省を含めての呼びかけ、お願いというべきものになるかと思っております。

10年先のことを今議論する必要はないと言われそうではありますが、しかし、そのときは、今この議場にいる何人の方が次のマスタープランの決定にかかわり合いになるのか、全く予想できません。というよりは、大方の人がこの場にはいないのではないかというふうにも思いますし、だからこそ余計に今回のそういう体験をした今この時期にあえてこの場で提言をさせていただきたいと、そう考えましたのが今回の質問の本意であります。

繰り返しますが、あえてそういう意味では質問というよりは、その願いを実現するためにも、行政にも協力を願っていくと、そういった意味合いになるかと思えます。問題は、そのために、その行政に協力を願うために議会がどう働きかけができていくのかということのほうにむしろ課題であろうかということになるかと思っております。

先ほど紆余曲折と申し上げましたが、このマスタープランにつきましては、従来であればその基本構想のみが議会議決事項であったものを今回の議会で総務委員会の尽力もありまして、基本計画についても議会付議事項とすることが可能となった。そのために特別委員会を

構成してもらって、数回にわたっての熱い討論がなされました。皆様御存じのとおりであります。そこで慎重に審議をしていただいて、最終的にこの議会で決議がなされたということも各位御承知のとおりであります。

マスタープランについては、地方自治法第2条第4項の規定により、市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定められておりまして、この経緯から従来より大方の議会で基本構想だけが議会の付議事項となって今日に至っているというふうを考えられます。しかし、マスタープランといいますのは、10年間という非常に長期にわたる、言ってみれば市の長期経営計画と言うべきものであるわけでありまして、そこにはしかるべき民意が反映され、計画全体に議会が参画すべきであると、そのように考えます。こんな議論が全国の方々の議会で相次いで起こっておりまして、これを改めていく動きが活発になってきております。

そういう意味でも、今回の　今回といいますか、1月臨時議会での同議会の試みというのは一歩前進をしたと言えらると思いますが、まだまだ小さな一歩にしかすぎません。そのときの特別委員会の議論でもありましたように、基本構想は変えないということを前提に基本計画の議論ができるのか。基本構想を含めた審議にすべきだと、そういった議論も当初からありました。いずれにしても、議案が提案された後のやりとりでありましたので、ああいう形での決着しか残されていなかったと言わなければならないと思います。

原案の修正を含めた実質的な議論ができるような仕組みを議会として要求していく、確保していくということが我々議会の責務だと考えます。私自身は、行政よりもっと市民に近いところにあるはずの議会であるわけでありまして、対案を出すぐらいのところまではいきたい、いってほしいと、そんなふう考えています。あくまでも、どこまで議会としての参画が可能となるのか、これは議会自身の覚悟であり、どこまでそういった働きかけができていくのかということにかかってこようと思います。もちろんその時点での行政の理解と協力が必要であるということは言うまでもありません。これがテーマの一つであります議会としてのマスタープランのかかわり方といいますか、その点に関するお願いといいますか、質問であります。

次に、もう1点、次のテーマに移りたいと思いますが、私はマスタープランというこの極めて大きな案件については、それだけにとどまらず、冒頭に申し上げました審議会のあり方

についても改善すべき点があると思う点が多々あります。今回のマスタープランについての審議会につきまして申し上げますと、集まったメンバーが公募によって応募された2名の方を含めて、あと、各団体の代表、あるいは幹部の方々と我々議会から4名を含めて総勢20名の審議会の構成でありました。最初の招集日が昨年2月20日、その日を含めて最終答申の10月29日まで、ほぼ毎月1回、都合9回と、こういう日程でありました。大体1時半から、そうでない日もあったと思いますが、1時半から開会をして4時前後には終わってしまいますので、全部合わせても数十時間の審議時間ということになります。私自身も当然、この審議委員というのは初めてのことでありますし、大半のメンバーの方も同様です。特にマスタープランということについては、ほとんどの方が初めてというメンバーでありました。10年に一度のマスタープラン作成に、そういう形で参画できるということで集められたほとんどの方が多少の気負いすら感じさせるほどの非常に熱い雰囲気の中で審議会での議論が始まりました。しかし、これまたメンバー共通の思いだったと思うのですが、回を重ねるごとに審議会としての限界を感じる場面が随所に見られるようになってきました。具体的に申し上げますと、限られた時間の割に対象とするものが非常に膨大で多岐にわたるということ、それから、2番目に各種業界の代表の方々、各種団体の代表の方々、我々議会からのメンバー、会の趣旨からいって当然のこととは言いましても、原案に対する異論というのは非常にわき出るように方々からたくさん出てまいります。ところが、修正案、変更案、どう変えるのか、どう変えればいいのかという段になりますと、なかなかまとまらない。最終的には原案と大差のないもので修練していかざるを得ない、そんな場面が多く見受けられます。

3番目に、全体の構成から成る原案のバランスと申しますが、そういったものが非常に作成をされた担当の方々のそういう緻密な作業のもとにでき上がったプランでありますので、それを部分修正によってもバランスが崩れないというような直し方というのは非常に難しい部分がある。全体の構成そのものがいびつになってしまうと、その結果、修正が中途半端にならざるを得ない、こんなこともあります。

次に、市民感覚からくる発言の中には、少なくともマスタープランの議論に出てくるような意見とは考えられない、そう言っただけは失礼なんです、そんな意見も相当数出てまいります。4番目が以上です。

5番目に、この議論の場面には、この業界のといいますが、あの業界のあの人の意見があればいいのにと申した場面で肝心のその人が欠席していると、欠席も多少後半になって目立

つようになってまいりました。そういった場面も出てきました。このあたりはやはりこう言っただけではなんですが、マスタープランに対する熱意といいますか、そういったものには当然メンバーによる温度差が明らかにありました。これは審議会そのものの、何といいますか、不合理な部分といいますか、審議会そのものではなくて、マスタープランそのものの特殊なものの審議をしているということによる不合理な状態といいますか、そういう特有の部分もあると思いますので、特に審議会の不合理性ということにはなっていないのかもわかりませんが、審議会を通して、そういうことを経験をさせていただきました。

話は変わりますが、今全国の至るところの議会で盛んに議会基本条例の制定が行われております。この前も県内の川崎町で基本条例が制定されたという情報がありました。それぞれの議会でその条例に組み込まれた内容というのは実にさまざまであります。しかし、どこの議会のどの条例を見ましても、共通してその思想の中心にあるのは住民意見の反映をいかにやっていくかということがそのベースになっております。住民の意思をいかに政治の場に取り入れていくのがすべての基本条例のキーワードになっております。この流れは、まさしく本流のごとくでありまして、これからの時代、ますます強くなっていくに違いありません。我々の議会も基本条例はありませんので、これからの課題になっていくだろうと思いますが、こういった時代背景からいっても、先ほど触れましたように、地方自治法に言うごとく、基本構想のみを議会付議事項として、詳細は行政が策定をしますという今日までのやり方は、もう見直す時期に来ているというふうに思います。

原案の修正といったスケールの小さいことではなく、原案の作成の時点から市民が何らかの形で参画をしていくこと、これが本来であると考えられるべきであろうと思います。今回の一連の審議会のたしか第2回の審議の折に、当局から示されたレジュメの中に、計画は市が作成します、こういうくだりがあります。これはもうこれからの時代は全く通用しないと思います。計画は市民が作成しますという表現に変わらなければいけないと思います。その観点から言えば、まずその骨格とも言うべき基本構想原案の作成時点から何らかの形で市民参加を図るべきではないかと考えます。もちろん今回のプラン作成に当たっても担当のほうではその膨大な作業の一環で作成当初にそれまでの第4次長期総合計画の総括という形で市民の意見を聞くという大変地道で、熱心で、作業としても膨大な作業を丁寧に調査聞き取りが行われておりました。こういった作業を同じエネルギーをかけて、新しい計画の作成に向けても行うべきだというふうに考えます。この質問に当たっての行政とのやりとりの中で知り得

たことでありますが、庁内には作成段階の当初からマスタープランの作成委員会という庁内横断の組織があって協議が重ねられてきたということをお聞きしました。できますれば、この段階から市民の参加を仰ぐということができないものかというふうに考えます。当然市民の参加を促すとは言いましても、どれだけの市民をどんな形で参画をさせていくのか、当然時間的な制約もあるわけでありまして、参画してもらい、参加していただく市民も大変だろうと思いますが、その段取りを考えていく行政も、もっと大変だろうと思います。

しかし、市民の政治参画意識と申しますのは、大変高くなってきておりまして、各位御承知のとおりであります。ここ数年、目まぐるしいぐらいの勢いでパワーアップしてきておりまして、こういった流れは避けようのない時代の流れであります。作成過程のどの過程で、どんなメンバーを、どんな形で参画してきてもらうのか、こういったことは行政の工夫、知恵で判断していくべきだとは思いますが、こういった作業のやりとり、繰り返しが、ひいては住民に開かれた姿勢につながっていくのではないかと、そのように考えます。

以上で壇上からの質問は終わります。あと二、三点自席からお尋ねしようと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

おはようございます。マスタープラン策定と審議会のあり方についてのおただしであります。

長期総合計画の策定に当たりましては、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、市民アンケートやワークショップ等を実施することにより、これまで以上にさまざまな市民の御意向を把握しながら、基本構想、基本計画の策定に向けた作業を進めてきたところでありますが、文字どおり行政全般の総合的、かつ長期的な計画であることから相当の時間と手間を要したものであります。

今般は長期総合計画案を審議いただく組織として、先ほどお触れになりましたけれども、市議会及び公募委員を含め、各団体などから推薦を受けられた市民20名で構成された総合計画審議会に諮問し、平成21年2月から10月まで、合計9回の審議をいただいております。審議の過程においてはさまざまな議論がなされ、そのことによって市民の意見がより反映されたものとなり、さらに計画書の内容も深化したものになったと考えております。審議会においては、慎重な審議を経た上で同11月に答申をいただきました。

この上は、この総合計画を議会の協力もいただきながら、具体の政策、施策に移してまい
るべく努力をしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

壇上からの答弁は以上であります。答弁漏れがございましたら自席から答弁させていただきます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

壇上でも触れさせてもらいましたが、今回の審議会の中で行政から示されたレジュメがこ
こにありますので、読ませていただきます。

表題が「大川市総合計画審議会 審議の進め方について」、1、今後の審議について。1
番、総合計画基本構想と基本計画の案は、市が作成します。2番、審議内容については、基
本的に市の案に意見をいただくというものです。3番、各委員から出された意見は、会長が
審議会での意見とするかどうか諮りながら審議を進めていただきたいと思います。4番、
仮に各委員で意見が分かれる等の場合は、会長に仕切っていただき、審議会での意見のため
の調整がなされることがあります。5番、本審議会においては、各委員からの意見、審議会
での意見としての調整、すべてを含めて審議とします。6番、要約すると、各委員は事前配
付資料に目を通していただき、審議会当日に意見を出していただきます。各委員から出され
た意見に対しては、会長が審議会での意見の取りまとめ及び必要な調整を行いながら審議を
進めることとなります。これは実は第2回の審議会の折に出されたペーパーです。第1回の
ときに実はその審議会の皆さんの意見が、自分たちの意見が本当にマスタープランに反映し
てもらえるのかと、こういった質問が形を変えて何人もの委員さんから発言がありました。
自分たちの意見が本当にマスタープランに移っていくのかと、こういう素朴な質問でありま
した。そういう議論が相当時間第1回の審査のときにやりとりが行われました。これに対す
る答えが、このメモではないかと、そんなふうにはこれを眺めながら感じました。

作成過程の手順としては多分、内側の理論として正しい、これがそのままの姿だろうと思
いますが、審議をさせていただく委員の立場からすると、これを読んでいるとだんだん腹が
立ってきます。一生懸命意見を言っても、それを取り上げるかどうかは自分たちの判断なん
ですよと言わんばかりの表現に聞こえてしまいます。多分このペーパーというのは、その審
議会のためだけに提示されたものではなくて、大川市で行われている各種の審議会等では、

共通でこのペーパーが配られているのではないかと、配られないまでもこの要領で審議が進められていっているんじゃないかと、そんな気がいたします。これが本当の本音だとしても、これを市民に提示するというのは全くおかしいと、提示しちゃいかん、提示しなけりゃ済むという話に聞こえますが、やっぱり精神の上からも、これはやはりよくないと思います。審議をする委員の方々から言えば、一生懸命そのプランについて考えて、自分の意見を通してほしい、そういう熱い思いで一人一人が発言を繰り返されるわけです。ですから、皆さんの意見がこのプランに直接的に反映されるんですと、そのとおりになるとは言わないまでも、そんなやっぱり姿勢でないと真剣な議論はできないだろうし、まともな意見は出てこなくなるだろうというふうに考えます。このペーパーについてどう考えますか、お尋ねをしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

一般的には審議会と申しますのは、諮問に応じて問題等について意見を交わしていただき、論議してその意見をまとめて、そして、答申を行うと、そういったものを職務とする機関でございますが、すべての委員の皆さんの意見が、できれば審議会の意見として反映されるよう我々としても努めてまいりましたところです。そういう反面、意見が一致しない場合、そうならない場合もございます。それと同時に、自治体は住民の負担によって運営されているということから、常に能率的、効率的に事務処理がなされていかなければならないと、予算、それから人員、時間を幾らかけてもよいというわけではございません。いかに効率的で公正な事務作業をするかということも常に求められておるわけでございます。そのような状況の中で、今回の審議におきましては、審議がスムーズに進行できるようにということで審議の進め方の基本的な考え方を委員の皆さん方に共通認識として確認していただくためにペーパーをお示ししたところでございます。

それから、各審議会の運営や進め方につきましては、審議会の目的や性格によって多少違ってまいります。ですから、審議会の運営につきましては、一律こういうペーパーを必ず配付しているというものではございません。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

必ずこのペーパーが審議会のメンバーに渡されるということではないという御返答でありました。ということは、これはマスタープランの審議会に限ってつくられたペーパーだったというふうに理解すべきだということだろうと思いますが、議論をする対象そのものは非常に膨大なものでありまして、当初 結果 9回なんですが、当初 8回の審議会をやりますと。しかも、1時半から大体4時前後に終わりますということになりますと、物理的な時間だけ考えても、マスタープランを非常に細かいチェックをして、修正案まで含めてやり上げるということは時間的にはどう考えても無理な話なんですよ。ですから、審議を要領よく進めるという上では、こういった精神に基づいて審議会は位置づけられるんですよというものを当初に念を押したと、審議会が審議がスムーズに進んでいくようにという、そういう願いから出た、こういったペーパーを提示されたんだろうと思うのですが、総合計画の案は冒頭に市が作成しますという言い方は余りにもちょっと表現がばかにしているといえますか、あなた方の意見はあくまでも参考ですよというふうにしか聞こえないですよ。私はこれを見て、事、審議会の位置づけというのが、このマスタープランの審議会に限らず、そういうガス抜きといえますか、下世話な言い方で恐縮ですが、セレモニーとして審議会を通せば、一応市民の意見を聞いた形でのマスタープランであると、そういうためにも審議会を通さなければいけない、そのために審議会が開かれているんだと、そんなふうに考えてしまいました。これを見て。これは事がマスタープランという、市民にとってはかかわり合いの大変深い、非常に大事なものでもありますので、これは審議会のあり方そのものだけでなく、壇上で申し上げましたように、市民の意見をどう取り込んでいくかというのがこれからのキーワードになるぐらいの話ですから、審議会の位置づけも含めて、ぜひこれについては御一考願いたいというふうに思います。

次に、マスタープランは各位御承知のように、立派な冊子になって市民の手に渡りました。でき上がった冊子、なかなか立派なものであったわけですが、各ページに「川郷大川」という活字が踊っております。実は今般の審議会の中で大変この「川郷大川」という言葉についても論議を呼びました。なじみのない言葉である。あるいは、辞書にも載っていないよ。ここ20年間ずっとあった「インテリア」という文字が消えてしまっているよと、大川のイメージを表現していないじゃないかと。しかし、こういった議論もあって、これについては各審議委員から代案についての提議も実はあったわけですが、それを取り入れて

もらう形で副題という形で、御存じのような未来像になって、これが大川の将来都市像ですよという形で正式にスタートしたわけであります。

この言葉は、これから10年間、大川を象徴する言葉として、いわば華々しくスタートをしたわけでありまして、生まれた背景といいますか、そういったやりとりがあったという背景はともかくとして、我々はこれを大川がこれから10年間目指していく都市像として市民にくまなく認知され、浸透をさせていかなければいけません。そのために単にマスタープランにこの言葉を載せたからそれで終わりというのではなくて、市民がこれからも共通に合い言葉といいますか、共通に自分たちの胸に意識していくような、そういう努力をしていかなければいけないと思います。そのための方策といいますか、市民になじみのある言葉として、市民共通の将来都市像といいますか、そういうものの合い言葉として育てていくために、今後の計画といいますか、どんなふうを考えておられるかをお尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

今のところ、大川市のホームページ、それからNBCラジオ放送の「大川市だより」などで使用させていただいております。

今後は封書、それから封筒のロゴマークにつきましても、順次新しいものに切りかえていく予定としておりますほか、市のイベント、それから行事、そういったときに作成いたしますチラシやポスターなどにも可能なものから順次新しいロゴのあるものを使っていくようにしたいと。こういったことによりまして、少しずつ定着化し、浸透していくものと思っております。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

ぜひその辺の配慮をお願いしたいと思います。水郷柳川というのが隣にあるわけでありまして、今は辞書にも載っていない言葉かもわかりませんが、対抗するといえますか、そんな言葉になってほしいと思います。

次に、この質問の準備の段階でこれも聞こえてきたことではありますが、地方自治法、マスタープランの根拠法だと思います。地方自治法第2条第4項について、将来的に、近い将来

の話だろうと思うんですが、廃止されるという情報があるということをお聞きしましたが、それが本当なのかどうか、それから、どういう意味で廃止されるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

企画調整課長。

企画調整課長（本村和也君）

現在、開会中の国会におきまして、地方自治法の一部を改正する法律案が提出されておるところでございます。その中で、市町村の基本構想の策定義務が撤廃されることとなっておりますようでございます。

これにつきましては、国が作成しております地方分権改革の推進計画、これに基づきまして法律改正されようとしているものでございまして、自由度を拡大すると、地方公共団体の自由度を拡大するために、地方公共団体に対する義務づけの見直しの一環だというふうにされておるところでございます。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

ありがとうございました。あくまでも地方分権を推進するために、地方からの押しつけの義務的な策定ということではなくて、地方が試験的に立案をしていくようにと、こういう配慮から来たこの根拠法の廃止だというふうに理解していいということだろうと思います。ありがとうございました。

最後に、植木市長にお尋ねをしたいと思います。特にマスタープランといいますと、市長御自身の考え方といいますか、特に選挙に絡んでのマニフェストというものも最近選挙のたびに不可欠になってきているわけでありますが、これとマスタープラン、必ずしも時期的に整合性がないといいますか、細かく言えば、前の江上市長の時代に策定されたマスタープランだったのか、福永市長の作成されたマスタープランだったのかを踏襲されて、最初の任期のときはそのマスタープランのもとに植木市長は市長になられたということですが、今回初めて市長として10年間のマスタープランの作成にも直接関与されたということには、たまたまなったわけですが、そういったマニフェストとの整合性といいますか、マスタープランのかかわりについて、市長どう考えておられるか、考え方だけで結構ですからお尋ねしたい

と思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

マニフェストと、それからマスタープランとが。これは首長であれ、議員であれ、一般論的に言いますと、やっぱり政治家として個人の思いを立論する、これがマニフェストということだろうと思います。

それから一方、マスタープランの場合には先ほど来議論になっておりますように、いろいろ審議の過程でのいろんな問題点はあったにしても、市民各界各層、特に市民の代表である議会のメンバーも入れて一定の民主的な手続で成案を得たものでありますから、その成立の過程を比較すれば、その両者に、仮に個別具体の政策の中で矛盾点、あるいはバッティングするようなところがあるとしたら、それはやはり先ほど言いましたように政策の過程を勘案すれば、マスタープランのほうが優越するというふうに基本的には考えております。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

12番。

12番（中村武彦君）

ありがとうございました。今、新聞報道等で話題になっております外交問題で前政権の基地の問題ですね。前政権のアメリカと交わした約束と申しますが、そういったことがどれだけ現在の政権に影響を及ぼすのかといった議論と少しかかわり合いがあるような気がしますが、私はマスタープランというのは、今回の作成を通じて、もっと踏み込んだ、何と申しますか、記述と申しますか、そういったことも含めて言及したものになってほしいなど、もっと何と申しますか、市民が興味を抱くと申しますか、関心を示すようなところまで踏み込んだマスタープランであってほしいなど、そんな願いを持っております。

いずれにしても、一方ではマスタープランは首長が就任したときに作成すべきものじゃないかと、こういった考え方もあるやに聞いておりますが、現行の範囲内ではそういうやりとりをしていくしかないんじゃないかというふうに私も考えます。

大変ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は10時10分といたします。よろしくお願いいたします。

午前 9 時53分 休憩

午前10時10分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、6番古賀龍彦君。

6番（古賀龍彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日2番目の登壇となりました議席番号6番古賀龍彦でございます。

今、国政は鳩山総理が退陣し、新しく菅政権が発足して、これからの日本のかじ取りを行っていくわけではありますが、期待よりも不安のほうが大きく感じているところでございます。

さて、質問の前に、私は現在、文教厚生委員会に属しておりますが、所管である環境課担当のイベントで、第18回環境自治体会議ちっこ会議が、このたび去る5月26日から28日までの3日間、筑後市、大木町、大川市の2市1町合同で開催されました。

北は北海道、南は九州鹿児島まで、日本全国78自治体から延べ人数約3,360人が参加されました。計画実行に当たっては、全国規模、そして、合同開催の運営ということもあり、大変な御苦労があったことと推察いたしますが、2市1町が力を合わせ、このように盛会でありましたことを開催地の市民の一人として大変誇らしく、うれしく思います。

また、この会議の実行運営に御尽力いただきました植木市長はもとより、担当課の宮崎環境課長を初め、御協力いただきました全職員の皆様、そして、たくさんのボランティアの皆様方に改めまして心より感謝と敬意を申し上げます。

これからもこの経験を糧にされ、さまざまな分野にチャレンジされ、ますます御活躍いただきますように御期待いたします。

さて、それでは通告に従いまして一般質問いたします。

今回は交通事故多発地の交通安全対策についてであります。所要時間は25分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

平成22年に統合される前の大川警察署でまとめられた平成21年分の交通事故概況によりま

すと、大川市での人身事故発生数は313件、そのうち死亡事故は1件、大木町での人身交通事故発生数は98件、そのうち死亡事故は1件、人身交通事故発生合計は411件、そのうち死亡事故は2件でございます。

前年に比べて死者は減少したが、人身事故の発生件数と負傷者数は増加しています。また、人身事故発生が最も多い場所が交差点とその周辺で、全体の49%とほぼ半数を占めています。以上のことから、事故が多発している交差点周辺の交通安全対策を強化すれば、人身事故件数の減少につながります。今回はこの交差点周辺の交通安全対策に着目して質問してみたいと思います。

まず、壇上からの最初の質問は、確認する意味で、過去10年間で要望され設置された信号機の数、及び未設置の数をお尋ねいたします。

続いて、ここで川口校区の交通事故の多い交差点の例を御紹介いたします。

県道新田榎津線、九網町江島木型製作所前の交差点で、その形状が見通しが悪いこともあり、大きな交通事故が発生しております。五、六年前から当時の区長さんなどにより、直接大川警察署に信号機の設置を強く要望されたそうではありますが、いまだに信号機は設置されず、何の事故防止対策もなされておられません。その後も交通事故が数件発生しております。このままの状態が続けば、さらに重大な交通事故が発生する可能性があります。行政として事故を未然に防ぐために、何か対策をとるべきではないでしょうか。

2つ目の質問ですが、交通事故多発地の交差点周辺で、信号機のほかに交通安全対策についてどのように対応されているか、お尋ねします。

以上で壇上からの質問は終わります。この後、細部についての質問は自席から行いますので、御答弁よろしくお願ひいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

古賀議員の御質問にお答えをいたします。

まず、過去10年間における市内での信号機の設置状況であります。市道郷原一木線、市道堤小保線ほか、有明海沿岸道路、国道442号バイパス、国道385号バイパス等の国道、県道等の交差点を含めまして29カ所の信号機の設置がなされております。

また、警察要望箇所のうち未設置箇所は4件となっております。

それから、先ほど個別具体におただしになりました九網の交差点における信号機の設置につきましては、現在、信号機の設置に向けて警察と協議を進めているところであります。

それから、その他の交通安全対策の具体的な内容についてであります。信号機のない交差点で見通しをよくし、安全でスムーズな通行ができるよう交差点の形状を改良する交差点改良工事や、交差点であることの注意を促すカラー舗装等を行っております。

今年度から運転者が交差点に近づいたときに減速を促すため、立体的に見える路面表示の施工を試験的に進めているところであります。

壇上からの答弁は以上であります。答弁漏れがございましたら自席から答弁させていただきます。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

市長、御答弁ありがとうございました。

大川市での信号機設置箇所が29カ所、未設置場所が4カ所ということでありましたが、その未設置箇所の4カ所について該当場所がわかれば、教えていただきたいと思っております。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

4カ所のうち2カ所につきましては、国道208号線関係でございます。1つが国際医療福祉大学前でございます。もう1件が福田病院の前でございます。歩行者が横断するために押しボタン式の信号を要望しております。

それから、残りの2カ所のうち1カ所は、先ほど御質問の中で例として質問されました九網の交差点でございます。もう1件につきましては、小保のハローワーク前の交差点でございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。4カ所のうち1カ所が、先ほど御説明されました九網町という

ことでございます。前向きな取り組みをいただいておりますが、その九網町の信号機の設置計画で、設置時期などを含め協議内容その他、差し支えなければ御説明をお願いしたいと思います。

また、信号機が設置されるまでの間の安全対策はどのように計画されていますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

九網の交差点につきましては、5月11日に警察のほうと現場で立会を行っております。その際、交差点の形状が非常に悪いということで、警察のほうからいろいろと改良を要請されております。例えば、1つは交差点の道路の約50メートル区間については、できれば6メートル50の幅員を確保してほしいということで、これは信号をつけまして、赤信号で車が停車いたしました際に、歩行者が安全に車のそばを通れるように75センチ幅の路側帯を確保してほしいと、これがございませんと歩行者が車をよけるために反対車線のほうにはみ出すこととなりますので、基準的にこういう要望をされております。

また、赤信号で歩行者が待機する間のたまり場を確保するために、歩道の巻き込みぐあいを改良してほしいと。それからもう1点は、見通しを確保するために隅切り等を確保してほしいというような要請がなされまして、これにつきまして、すべてが実現できるということではございませんので、まずうちのほうで検討いたしまして、地元の区長さんとしまして地権者の相談が可能かどうか、意向を確認していただきました。それをもとに今図面を作成しておりますので、それで所管の警察署と協議を進めたいと思います。

また、その後につきましては、これで協議が調えば所管の警察から県警本部のほうへ要望が上がり、そして、予算の要望がなされ、これは翌年度以降の予算になると思いますが、そして予算がついた場合にはその後の工事ということで、どんなに早くても平成23年度以降ということになるかと思います。

以上です。失礼しました。もう1点質問がございました。

その間の交通安全対策ということでございますが、先ほど市長答弁にもありましたように、車の運転者に減速を促すための立体路面表示をことしから進めることにしておりますので、既に5月に発注しております。この九網の交差点につきましても、市道側のほうに2カ所です

ね、山型、マウンテン型といいますが、山型の突起物が浮き出て見えるような路面表示を2カ所設置することといたしております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

ありがとうございました。信号機の設置に向けて交差点改良工事などの計画のほかに信号機設置前の安全対策として、道路に最新式の立体的に見える路面表示を計画しているという前向きな対応をさせていただいているという回答をいただきました。大変ありがとうございます。それらを実施していただければ、交差点周辺の住民の皆様や道路を利用されている運転手の皆様も安堵されることだと思います。できました後は事故が発生しないことを願うのみであります。この回答をいただきましただけでも今回の質問の目的は大体80%ぐらい達成できたと満足しております。

なお、未設置の残りの3カ所について御質問いたします。

信号機の設置時期は把握できておりますでしょうか。また、安全対策の内容を教えてくださいたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

設置時期につきましては全く把握はできておりません。と申しますのも、所管の警察署の中でもたくさんの設置の要望箇所がございます。その中で、所管の中で優先順位等を設けられまして、県警本部のほうに要請をされておるとおもいます。3カ所についてのそれまでの対応ということですが、国道の2カ所につきましては交差点というわけではございませんので、特に対応はしておりませんが、残り1カ所のハローワーク前の交差点につきましては、追突事故も起こっておりますので、交差点手前に車道の中に交差点注意というような注意を促す文字を設置しております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。信号機の設置時期につきましては把握できないと。ハローワーク前は路面表示を実施しているという御答弁でしたが、実はこの事前の打ち合わせの後に現場を車で通行してみました。路面表示のあれがよくわかりませんでした。注意喚起になっているのか、ちょっと疑問に思ったところでございます。検討をお願いしたいところであります。

次に、信号機設置状況について、私も大川警察署に出向きお尋ねしたところ、回答はやはり県の財政が厳しく、すぐ設置したいけどできない。死亡事故などの大きな人身事故がない限り早急には無理で、他市町村とあわせての順番待ちになるということでした。

また、一連の会話の中で、逆に警察署から交差点付近の路面に運転手や歩行者の視覚に訴える注意喚起が事故防止にかなり効果があるので、信号機が設置できるまでの間、行政で最新の注意喚起材による安全対策をしていただけないかという要望がございました。そう言われてみますと、近隣市町村や有明海沿岸道路などを運転していますと、路面に色鮮やかなカラー舗装などが最近確かに目につきます。そこで、工事費用についての質問ですが、交差点に設置する場合の信号機の費用は幾らぐらいするものなのか。次に、最新式の路面表示、カラー舗装、反射鏡などの費用はお幾らぐらいでしょうか、教えていただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

点滅式の場合ですと、大体800千円から1,000千円と聞いております。それから、一般的な4差路の交差点で通常3,500千円程度と聞いておりますが、規模とか設置条件によりましては、件数によってはもう10,000千円近くかかることもあるということでございます。

それから、対策上の工事の概算費用ということですが、カラー舗装等を行う場合につきましては、大体1平米当たり9,500円程度かかります。そのほか先ほど立体表示ですね、これになりますと、1カ所大体山が6カ所程度と今度予定しておりますが、それを左右両側につけるとなると、約250千円程度、あとが反射鏡につきましては、1個1千円程度です。それから、ラインで誘導する外側線というのは大体メートル当たり700円から1千円程度でございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

御説明ありがとうございます。信号機が4差路交差点タイプで、タイプ別で違うということで、3,500千円から約10,000千円ぐらいということでございます。注意喚起材についてはカラー舗装が平米9,500円、立体の路面表示がセットで約250千円ぐらいということでありませう。信号機の設置に10,000千円ぐらいならすぐにでもと思いますげ、福岡県全域になりますと、相当な予算が必要となるので、現状では期間がかかるのはやむを得ないと思います。ならば、安価な注意喚起材による安全対策をと考えるわけですが、交差点付近でのカラー舗装、立体的に見える路面表示舗装など最新式の注意喚起材の施工実施例がありますでしょうか、また、その工事費用は幾らぐらいでしょうか、お尋ねいたします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

市で交差点でカラー舗装を実施いたしましたのは、昨年度に上新田の交差点、九網から堤防に上がる道路でございますが、ここで施工いたしました。約100平米でございますので、950千円程度。それから、交差点注意の文字とか外側線、ゼブラマーク、ドットマーク、クロスマークと、こういう路面表示で大体300千円程度かかっております。そのほかに車の早曲りを防止するために車線分離標、通称ポールコーンと申しますが、これを28本施工しまして、これは1,100千円程度かかっております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

ありがとうございます。施工の実施例を御説明いただきました。まだまだ実施例も少ないようであります。カラー舗装の実施例で上新田町の交差点を御説明いただきましたが、この交差点も交通事故が多発しており、数年前から信号機設置を希望しておりましたけれども、構造的な理由から設置できていないとの回答で、今度の21年度の交差点改良工事に伴ってカラー舗装等による注意喚起の安全対策工事を実施していただきました。

ちなみに、工事費用は約1,300千円ということでありまして、信号機設置に比べますと約3分の1から10分の1程度の費用でできているわけでございます。

注意喚起材の安全対策も施工現場を見て思ったのですが、ドライバーがスピードを出して運転していくわけですが、遠くから交差点などの位置が一目でわかって、はっとして思わずブレーキを踏むなどをする設計の検討が必要ではないかと思えます。

今回の調査で強く感じたことが2つあります。1つは、信号機の設置要望、申請方法は地元が直接警察署に要望申請する場合と、行政が窓口となり要望申請する場合と2通りあるようでございます。信号機設置には交差点の改良工事や設置するまでの期間の安全対策などのこともあり、行政が窓口となる要望申請がベストであると。したがって、信号機設置要望申請は行政を通して行うことに一本化し、全町内に周知徹底してマニュアル化すべきではないか。

2つ目に、最新の注意喚起材による安全対策は、費用対効果の面から見ても有効であり、信号機設置要望と同時に実施すべきである。また、信号機未設置の危険と思われる交差点についても、積極的に安全対策を検討実施すべきである。

都市建設課長、お尋ねします。御見解はいかがでございでしょうか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

私のほうからお答えさせていただきます。

信号機の設置につきましては、やはり地元でどういう要望があるかということをもまず基本的には吸い上げるということは重要でありますけれども、やっぱり行政が前に出たほうが、物がなりやすいという面はございますので、行政が前に出ると、より前に出ていくというふうに考えていきたいと思えます。

先ほど担当課長が九網の例も含めまして、立場上非常に抑制的な答弁をいたしましたけれども、できるだけ早く工事がなりますように私が少し前に出て協議を進めてまいりたいと思えます。

それから、ほかの2カ所につきましても、行政が前に出て設置が早くなるように協議を進めたいと思えます。

それから、先ほどの安全対策ですけれども、多少の金はかかりますけれども、おっしゃい

ますように、信号機の場合はどうしても他力本願といいますが、県にお願いしないといけな
いということですが、路面の表示、路面を使った交通安全対策というのは基本的には
道路管理者でできるわけでありまして、特に市道の場合には我々の意思でできるわけであり
ますから、そういうものにつきましても積極的にやれるところから考えていかなければなら
ないと思っております。

議長（井口嘉生君）

6番。

6番（古賀龍彦君）

市長みずから積極的な、前向きな答弁ありがとうございます。

以上、るるお話ししてまいりましたけれども、総括的な今回の質問の趣旨は、交通事故多
発地において行政が窓口となり、警察署に信号機設置要望申請を行うとともに積極的に最新
の注意喚起材を使用した安全対策を実施すべきではということでありました。

今回、懸案でありました九網町の交通事故多発交差点の信号機設置については、警察署と
実施計画も協議中であり、設置までの間、立体的に見える路面表示等の施工計画があると御
回答いただきましたので、大変ありがたく思います。一日でも早い実施を願って私の一般質
問を終わります。ちょうど時間となりました。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻を10時55分といたします。よろしくお願
いいたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、18番神野恒彦君。

18番（神野恒彦君）（登壇）

こんにちは。私も口蹄疫の問題につきまして大分迷いましたが、宮崎もきのうまた新しく
この口蹄疫が都城のほうに広がっていったという現状でございまして、本当に今後どうなっ
ていくのか、非常に厳しいんじゃないかと、そういう思いの中で大川市においても、口蹄疫に

ついでに、市の感染予防の施策についてお伺いしたいと思います。

それにあわせて、同じ伝染病であるコイヘルペス、それから鳥インフルエンザと関連して、今後の市の予防対策、またいろんな情報分析をしながら、大川市のそういう予防対策についてお伺いをしたいと思います。

それから2つ目に、大川の木工産業の維持促進の施策について、市長にお尋ねしたいと思います。私もつい先月、兵庫の丹波の里に行ってまいりました。ここも、ここは全国から公募してクラフト展をやりまして、大体二十二、三年やっております。ことしが第23回目ということで今真っ最中で、ちょうど視察に行きたいと思っておりましたところ、いつも大川の木工まつりと同時期にありまして、非常に残念だなと思っております。ここも行ってまいりましたが、よそのことは言えませんが、兵庫県のちょうど真ん中に位置しましてね、丹波の里、黒豆の丹波の豆と、栗の一番有名なところでございます。そして、行くと、大体集まるのが3万人ぐらいと。本当に中山間地域の非常に交通の便も悪くて厳しいところでございます。そういうところで少し勉強させていただきました。

それから、大川家具産業としての今の動向についてのお伺い、またお尋ね、そういうものを踏まえながら、山口の、ある家具大型店舗の会長にお会いして、種々、大川の家具の状況等を聞きながら再度勉強してきたところでございます。そういう意味で、今後の大川の木工産業の一番やっぱりかなめは、金が動く、金を動かさなければ、経済発展がなければ、すべてが生活できない状況でございますので、全部タクシー屋さんも飲食店、全部小売さんもみんな金が動かんと生活できんわけです。そういう経済発展のためには、大川の木工産業の維持、促進を推進していくことが一番大事であると、そのように私は思っています。そういう意味で、今回この2点について質問をさせていただきます。

壇上からは以上でございます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

宮崎県で発生をいたしました口蹄疫は、感染が確認されて以降、急速に拡大をし、6月3日の報道では累計で約18万頭が処分の対象となっております。いまだに拡大を続けておりまして、終息の気配が見えないという状況でございます。

本市における口蹄疫の予防対策についてのおただしであります、本市畜産農家のうち口

蹄疫の対象となる家畜につきましては、2戸の畜産農家で85頭の牛が飼育をされております。平常時の予防対策といたしましては、各農家において畜舎等の衛生管理、関係者以外の立入制限や定期的な消毒が実施されているほか、市と市畜産協議会が共同で年4回畜舎の消毒を実施しているところであります。

宮崎県における口蹄疫発生後の市の対応といたしましては、県と連携しながら対象農家の予防状況等を確認するとともに、消石灰の配布や予防の徹底を行っているところであります。今後も、県や関係農家と連携を図りながら、口蹄疫の感染防止に努めてまいりたいと思っております。

次に、鳥インフルエンザとコイヘルペスに関する過去の発生状況等々についてであります。高病原性鳥インフルエンザは野鳥を介して感染し非常に高い病原性をもたらすことから、養鶏産業の脅威となっております。平成15年、16年に東南アジアを中心として世界的に流行いたしております。日本では、平成16年に山口県で国内初の感染が確認され、以降数年にわたり感染が確認されております。

本市では、当時1戸の養鶏農家で鶏が飼育されておりましたので、県や関係農家と連携し、消毒等の対策を実施したところであります。幸い感染には至っておりませんが、今後も感染防止に努めてまいりたいと思っております。

それから、コイヘルペスウイルス病は、ウイルスの感染によって発症するコイ特有の病気であります。へい死率が高く、治療法も確立されていないことから、防疫や蔓延防止措置を行う必要があります。平成15年秋に茨城県で初めて発生し、その後全国に拡大をいたしました。福岡県では、同年11月に初めて発生が確認され、16年度には河川やクリークの天然ゴイや養殖ゴイで多発いたしました。

本市でも平成16年度に発生したことから、市では情報収集を行いながら、市報等による周知や死骸の回収処分を実施するとともに、県と連携し、蔓延防止対策に取り組んだところでございます。平成17年度以降は大幅に減少しておりますが、今後も監視を行うとともに、蔓延防止や被害拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、木工産業の維持発展、促進にかかわる御質問でございます。

まず、ブランド化の戦略につきましては、産学官が連携した「大川インテリア産業リバイバルプラン」の一つの柱として、大川家具ブランド開発事業、いわゆるS A J I C A（サジカ）事業に7社の企業が取り組まれているところであります。この事業は、著名なデザイナー

ーによる商品開発を初め、販売流通の確立、既存商品の改良、見直しを行うとともに、博多織や和紙といった素材を使用するなど、独自色を持たせた商品展開を進められているところでもあります。

また、販路開拓の一つとして、パリやドイツのケルンといった海外の国際家具見本市へ出展するなど、海外進出へ向けての事業も展開をされているところでもあります。その成果といたしましては、海外の見本市出展による販売実績は累計で5,000千円程度ということですが、ドイツとスイスの家具関連会社3社と販売契約が締結され、ことしの出展以降、小規模ではありますが、3月から5月にかけてドイツからの発注があるなど明るい兆しも見えております。

また、見本市の優秀な製品を紹介するカタログに掲載されたり、ドイツのテレビ局の取材を受けるなど、ヨーロッパにおけるS A J I C Aブランドのイメージ向上と海外の市場進出に足場を築かれつつあるものと思っております。このようなことから、今後は家具産地大川の他のメーカーにおいても、輸出を視野に入れた事業展開が期待できるのではないかと考えております。

そのほか、家具メーカー7社がコラボレーションをしたORDER-7（オーダーセブン）というグループが、トータル的な商品開発とともに販売面での共同体づくりに取り組んでいるところでもあります。

また、昨年度、家具メーカーや資材関係企業など39社が参加して、福祉家具・バリアフリー配慮家具の研究開発に取り組まれており、高齢化社会が進展する中、家具産業の新たな可能性として新ブランドの創出にもつながるものと期待をいたしております。

次に、輸入家具の状況であります。国際家具産業振興会の資料によりますと、平成20年の木製家具完成品の全国輸入額は約2,095億円で、家具部材を含めると約2,910億円となっております。木製家具完成品の国別輸入状況は、中国が約50%を占め、以下ベトナム、タイ、インドネシア、マレーシアと続き、以上5カ国で約85%を占めている状況であります。

また、市内企業の海外への進出状況につきましては、数社がベトナムや中国へ進出しているほか、アジアの現地企業と連携をしている企業もあると聞いております。

最後に、木工産業の動向、展望についてであります。景気の低迷が続く中、インテリア産業はさまざまな要因もあり、本市だけでなく、他の家具産地も大変厳しい状況にあります。そのような中、本市のインテリア産業を再興するためには、輸入家具を初めとする安価な家

具との差別化を図ることが必要であります。大川伝統の匠の技を生かし、環境に配慮した人に優しい家具や、だれもが使いやすい家具といった付加価値をプラスしながら、価格だけでなくその先にある地球環境や健康などを消費者にアピールしていくことが、インテリア産業のイメージアップにもつながると思っております。

行政といたしましても、今後も引き続き各種施策を確実に実施しながら、国、県を初め、業界各団体と連携を密に図り、大川市全体で基幹産業であるインテリア産業の振興に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

ありがとうございました。まず最初に、口蹄疫の予防、感染対策については今説明がありましたが、きのうやっぱり都城で発生して、ゆうべは職員あたりも徹夜みたいなことで、もうきょうは殺処分という状況でニュースに見られるとおりでございますが、都城から大川まで2時間余りで来るという近い距離になってきたし、そういう車両等による有明海沿岸道路、あるいはそういうところも通る佐賀、長崎方面へ行く車もふえてくるし、そういう部分について、消毒というわけにはいかんでしょうけれども、今後のそういう都城の発生状況、今後の拡大汚染の懸念があるという中での、この大川市としての心の準備というか、そういう体制をどのようにとっていくか、もし考え方があればお伺いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

ただいまの議員の質問にお答えいたします。

福岡県では、5月21日に対策本部が設置されております。それに伴って、実際に大川に口蹄疫が発生したならば、筑後地区で現地対策本部が設置されます。それと同時に、市といたしましても、市長を本部長として対策本部を設置いたしまして、県の現地対策本部と市と連携を図りながら、円滑な防御活動を実施してまいり所存でございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

きのうはやっぱり都城、発生したばかりですので、まだこれから先の状況はどう展開していくかわかりませんが、ぜひそういう部分についての常に情報収集等を行いながら、見きわめていただきたいなど、そのように思いますが、そういうことも含めて、今後の対策スケジュールとか、そういうものはまだできていないと思いますが、課長、いかがなものでしょうか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

先ほど申しましたとおり、県と常時連絡をとりあっております。それと県とあわせて防御活動、そういうのが発生する事例があるような場合には、早急に連携をとり、消毒体制とかをとってまいりたいと考えております。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

さっき壇上から市長、答弁ありましたように、大川には2軒しかないということでございます。私もそういうものを懸念はしてはしましたが、宮崎市あたりを見れば全部その殺処分をして、将来の不安と、どうなるのか、廃業するのか、そういういろんな問題も出てきとるし、また鳥インフルエンザにおいても、コイヘルペスにしても、廃業の道に入られた方も過去たくさんの事例があるようでございますので、そういうものを踏まえて、やっぱり時間ごとというといかんけれども、日ごとに状況の変化というのがありますので、ぜひ県との連携のもとに農水課としてのすべき行動を早目に手を打つ必要がある、また、早くそういう問い合わせ、確認等も大事じゃないかと思えます。

口蹄疫については、まず、ありがとうございました。以上で終わります。

それから、木工産業の維持、促進の施策についてでございますが、まず1つは、さっき壇上から話しましたように、全国のクラフト展、兵庫の丹波の里にしても非常に、ここは県が何も無いところに、そういうだれか木が好きの方がおりまして、そういうものが立ち上がって最初はスタートしたと、そういう話でございますが、県の職員の林務課、そういうのが入

り、また、そういう学者の知識人が入って立ち上がったそうでございますが、やっぱり20周年やるというのは大変な事業だと思います。

また木工の、木を愛する人がまだまだ全国にたくさんいるということを感じながら、我々は使うという立場から、大川の木工の産業PRと、やっぱり企業が生存していく共生の中で、もっともっと大川もPRしなければいけないんじゃないかと、何も無いようなところに、そういう木工に対する産業というか、クラフトについてのPRを一所懸命にやっているのを見ると、私たちもっと、この日本で最も有名な大川の木工産業都市としての位置づけ、もっともっと高くもっていかなければいけないんじゃないかと、そのように思いました。

そういう中で、会長に大川の状況をお尋ねに行ったときに、何でもかという、やはり大川から六十数年にわたって大川の家具をずっと仕入れ続けられたその姿勢、また大川を愛される姿勢、これは外からの人が一番よく大川のことかわかるんじゃないかと思ひもして、私も話せば長くなるんですが、10年前に大川の家具産業会館での新春展で、その会長は、私は正月に200本余りの婚礼家具を売ってきたと、そういう話をされて、私は一議員でございましたので、ただ傍聴者というか参加者としての意見とお礼を手紙に書いて出したわけですが、その後、お礼の手紙が来ましたし、また、大川頑張ってくれという激励までいただいたいきさつがありまして、今回ぜひ、大川を外から見た場合どうなのかということで御意見等をまた聞きながらお話をしてきたわけでございます。その中で、日本の家具は北海道から鹿児島まで全部見てきたけれども、やっぱり最後に残るのは大川しかない、大川が頑張ってくれんと日本の家具は全滅やと、そういう話もされました。ぜひ、大川再生で家具産業の地力を出してほしいと。

余談ですが、大川の産業会館ももう少し、3倍ぐらい大きいのを建てたらどうなんですかと、国、県にお願いしてでもという話もありましたけれども、本当にこの大川が日本の産業の集積地としての最後のとりでなんだと、そういう激励も受けたわけですが、言われれば、なるほど、そうだなと。大川市しかない。都城もだめ、高山もだめ、広島府中、あっち方面も非常に厳しいと、大川市は底力があるし今後ぜひ頑張してほしいと、そういうお話でございました。

また、そういう中で私も市長にお尋ねしますが、この木工産業の市長なりの御感想、御意見、また今後目指されることについて、簡単でございますが、お伺いしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

壇上からの答弁に多少かぶる面もあると思いますけれども、今、市でやっておりますのは、こういう分析に基づいています。

これは繰り返しになる部分があるかもしれませんが、今の木工業の厳しい背景は何なのか。答弁の中にもありましたように、やはり一つは、海外から輸入されていると。基本的には労働単価の安い、そういうものが入ってきておる。しかしながら、正札だけ見れば確かに安いという面があって、消費者は今正札だけを見て消費行動をとっておられる。そういう面が多分にございますけれども、なかなか難しい面もありますけれども、正札の向こう側にあるもの、例えば、環境対策がどの程度かの地で行われているのか、ある意味では、少し大きく言えば、環境をいわば犠牲にして、環境を犠牲にした上で安いものができていると。そういう面はやはり否めないわけでありまして、我が国と、かの国々との関係と申しますか違いを言えば、それは歴然としとるわけでありまして。日本の環境対策というのはいろんな面で最高の環境対策を施しておりますから、当然その部分が、人件費ももちろんありますけれども、そういう部分が価格差の中に含まれていると。そこがなかなか消費者に見えないということもありますので。

それともう一つは、やはり、日本人がまじめに、誠実につくっている。これはもう大体消費者はおわかりになっているんですけれども、どうしても正札を見れば、正札の向こう側が見えなければ安いものに手が出るということがありますから、そのあたりをどう消費者にアピールしていくかというのは戦略としては非常に重要だと思っておりますし、それは新しい打って出る戦略の一つの柱だと思います。

それからもう一つは、これは具体的にやっていることではありますが、ことしの3月議会で承認いただいて、ことしの予算に載せておりますけど、いわゆるオール大川で大川を商売していくというために、ネット上に大川マーケットといったようなものをつくって、そこにメーカーも、あるいは販売店も、場合によっては部材屋さんも、場合によっては農業関係者も、いろんな方々がネット上に店舗展開をしていただいて、そこにアクセスがあれば、アクセスの標的がめちゃくちゃ大きくなるわけですから、個別の企業でネット上に店舗展開しているものと、明らかに、はるかにヒットする確率が高い。こういったこともありまして、そういう大きなネットマーケットをつくる、そしてそこで決済ができると、そういうシステムを今

立ち上げようとしておりまして、それは一つの、これは戦術であります。とにかく高邁な哲学を、戦略を具体化するためには、やっぱり目の前のもうけも、稼いでいかなければ、なかなか元気も出てきませんから、やっぱり戦術と戦略、戦術としてはネットマーケット。これで当座の経営というものを多少なりとも安定させながら将来の戦略を具体化していく、そういうことを考えております。

その戦略の中身の一つは、柱の一つは、消費者に大川の商品の中身をわかりやすい形で紹介をしていくということだと思います。そして、その前のいわば種まきとしては、これももう御承知のように、テレビを使ったり、あるいは福岡空港に巨大な電照広告をしたり、佐賀空港の、東京から佐賀に飛ぶその待合室に、テレビのいろんな宣伝する媒体がありますが、ここに載せていただいたり、いろいろそういったオール大川のイメージ、あるいは名前をいろんなところで発信していく、それはぱっと見たらシャープには残らないと思うんですけど、やっぱり意識の底に確実に残るわけですね。そういった種まきをした上で、例えば、テレビスポットを打っていきますと効果が全然違うという面もありますから、その作業は既に行っております。そうしますと、ネットへの多分アクセス数といいますか、ヒット率も随分変わってくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

非常に散漫な答弁でございましたけれども、要はきちとした戦略を組まないと、これは長期的にはじり貧だと。しかしながら、戦略ばかりを追いかけていては、なかなか経営としても成り立たない面がありますから、目の前で商売をするためには、稼ぐためには、やっぱり戦術的な対応が必要であると。そのためには、繰り返しになりますけれども、ネットの構築、こういったことも今後新しい取り組みとして進めていきたいと、こう思っております。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

ありがとうございました。私も質問の後先になりましたが、今、市長からもお話がありましたように、かつてのこういうこと、よかろう安かろうで家具もどンドン売れた時代、それが今の東南アジアの安かろうよかろうというふうな家具が現在日本の40%は占めているんじゃないかと。またその中で、40%が外国のほうから仕入れるがゆえに、その40%分が大川の家具が出てない、仮に出荷できない。その分のしわ寄せも大川に来ているんじゃないかというお話もあっております。

そういう中でまず1点は、もう一度大川のPRとニュース性、そういうものを踏まえながら、クラフト展、木工まつりではなくて、その前に、あるいは植木市長も教育長もしかりですが、副市長も出張で東京、大阪、全国くまなく回られるわけです。その中でぜひお土産に、大川の木工製品を手軽に持っていかれる、そういう作品展というか、そういうものをもう一度木工まつりの前にできるのか後にするのか、この近郊の木工従事者の人たちに呼びかけて、そういう出展、展示会を、小物と言えば小物ですよ。そういう具体的なものはサイズを決めて、1メートル範囲内のそういうもので、小さいものは10センチでも、キーホルダー的なものまでもやって、一つのまちおこしにつなげないかということですが、これはだれか御答弁、インテリア課長ですか、だれか答えていただけますか。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

大川の小物関係のことですが、実は観光協会推奨の小物ということで、市役所ロビーのほうに20点弱展示をしております。それで、お客様にはそちらのほうのPRを含めて行っておりますが、そのほかにもそういう小物をつくられている方々につきましてはいろんなイベント、一番大きいのは木工まつりでのイベント関係で展示、出展していただいて販売を。そのほかにも肥後街道宿場を歩くでも、そちらのほうでも出展していただいて、お客様にその小物を買っていただいてPRをしていただく。またそのほかにも、福岡のほうで筑後川フェスティバルとか物産フェスティバルとかがよくあります。そちらのほうにも出展の御案内を差し上げまして、ぜひ大川の小物、家具も含めたところで展示、販売をしていただいてPRに努めているところです。ただ、改めてそういう展示会をするかということはこれから研究をしていきたいと思いますが、一番大きいのは、やっぱり木工まつりのときにかなり多くの方々がおいでいただきますので、そこで家具を含めた大川の小物関係のPRに努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

ぜひスケジュール等を決めていただいて、できればそういう一つのイベントとしてどこに

組み上げるのか、どうすれば人が大川によくたくさん来てくれるのか、そういうものを踏まえて、ぜひそういう形のものをしていただければ、また大川にも職人、あるいはそういうクラフトマンが1人、2人とふえていくんじゃないかと、そういう積み重ねが一番大事ではないかと思うわけですが、それに加えて、もう1つ、インテリアの、木工まつりの件について一言触れておきます。

というのは、メディアについては大体福岡県内の放送局だけに意外とこだわっているんじゃないかと。例えば、福岡の長浜のKBCに行くと、大分から長崎から熊本、鹿児島、沖縄まで全部あのビルの中に入っていますよね。あそこの部屋に行って、ぜひ大川の木工まつりのPRも支局長が全部いますので、次長もいます。だからぜひそういうところも、四国、山口ぐらいまではやっぱりPRできるような方法を考えた方がいいんじゃないかと思いますが、一応この件についてはインテリア課長、お尋ねします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

メディア戦略ですが、去年の木工まつりにあわせて市のPRも一緒に行っております。これは集中的に木工まつり前に行ったものでありまして、そのメディアはKBCを中心に行っています。KBCの場合、九州ブロックというブロックがありまして、これは九州一円、山口方面まで放送されるものでありまして、去年木工まつり前に行ったところ、一番ゴールデンタイムのニュースステーションのときに全国的に1本流れました。これで多くの方々がおいでいただきまして、今回の春の大川木工まつりも、メディア戦略でそちらのほう中心にやりまして、生放送からいろいろ出てきまして、NHKさんがこれを取り上げていただけますと、ことしの「鶴瓶の家族に乾杯」とか、それからお昼の筑後川での生中継、これは両方とも全国放送になりまして、そのほかにも福祉家具もNHKの番組で取り上げていただいたら、3日後には全国放送で流していただいております。それで一つ、全国的に大川のメディア戦略ができたかなと思っておりますが、ことしの木工まつりにつきましても、木工まつりの宣伝部とあわせて集中的に大川のPRをしていきたいというふうに考えていますし、ただ福岡近辺だけではなくて、大分、熊本、長崎も範疇に入れたPRを考えているところでございます。

以上です。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

突然言うたら、木工まつりまで、9月議会で言うたっちゃ遅いです。だから今言うとかんと、今から準備してもらわんと、あら、そげんやったんのちゅうたっちゃできんけん、お願いしたいところでございます。ぜひ木工まつりの成功のためには、そういうものを、ただで使えるものは精いっぱい使っていかにかんし、そのように思います。

それからもう1つは、大川の昼間の木工に従事する人口と、夜の日常生活というか、普通の人口3万8,000人ですね。昼間のこの大川における木工従事者の人口はどのくらいいるのか。それから佐賀市、千代田町かね、大川から出ていった木工従事者がどのくらい、この柳川、八女、それから久留米、城島、大木町を含めた、そういう中でどのくらい従事者がいるのか、そういうのを大体おおよその見当、わかりますか、課長。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

大川で家具関連、木工関連にお働きになっている従業員の数というのは、大体こちらのほうで把握はしております。平成20年ですが、木工関連では大体約4,000人弱、3,800人超ぐらいの方々が木工関連の仕事につかれております。ただ、大川から他の自治体のほうに仕事に行かれているという方々につきましては、こちらのほうでは把握はしていない状況でございます。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

大川のやっぱり家具、大川を軸にした佐賀県、福岡県、そういう木工の集積地としての、今後未組織とかそういう人たちをひっくるめて、大川の木工産業の再生をぜひ考えていく必要があるんじゃないかと。その中で、今一番大事なのは、大川が元気ないということは、やっぱり家具、建具が元気にならんと、大川のまちはだめです、私はそう思っております。そういう人たちが頑張ってくれんといかんし、今非常に厳しい状況でございますので、そういう中で、口蹄疫にかかってから牛が死んだなんだという金と金の補償があります。コイヘルペ

スにしる何にしるですね。大川の木工産業は何の補償もありません。そういう部分からいくと、もう少しやっぱり木工産業における予算措置のほうもしっかりやっていくような、また、国、県からとっていただくようなシステムを考える策はないのか、方法はないのか、もう少し具体策を考えながら、この大川木工の発祥の地としても、今後再生するためにはぜひそういう集積地としての予算分捕り、あるいはそういう木工人口が、よそに、他の市町村に例のないこの10万人にもなるような数で国に働きかけをするぐらいの思いがなければ、大川の、日本の家具の伝統産地としての再生はあり得ないんじゃないかと思いますが、副市長に経済産業省におらっしゃったから、ぜひ具体的なやり方、そういうものを教えていただくと。なかなか、今後検討していくと、そういうことでお願いします。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

ただいまの御質問でございますけど、まず経済産業を活性化するためでございますけれども、1つは新しい分野の企業を集積させるというのが1つあると思います。もう1つは、既存の企業の新たな分野へ、分野といいますか、もともとの分を生かしながら新たなところをとっていくというか、新たなところに飛躍していくという、この2つがあると思いますけれども、大川の場合は後者のほうに入ると思います。既に集積があって、この企業群をどういうふうに元気づけていくかという部類に入ると思います。その場合の施策といいますのは、何か地域指定とかそういうものではなくて、個々の既に集積していて頑張っている企業をどれだけ応援していくかということに尽きると思います。その場合に、今中小企業の政策で最も新しいといいますか、主流になっていますのが、個々の企業が束になってというか、連携して、そして海外へも国内へも打って出ていくという、そのときに自分が持っている資源でありますとか、わざでありますとか、そういうものを最大限に生かす、あるいは組み合わせる、そういう動きを応援していくというのが、今の主な中小企業支援策でございます。

したがいまして、そういう施策をきちんと大川に引っ張ってくる、予算も含めてですけれども引っ張ってくる、そういう動きが最も大切で、実際この動きは、地域資源を生かした大川家具の新たな方向というのは、先ほど福祉家具の話もありましたけれども、そういうものも含めて、もう数軒実際に取り組んでいらっしゃる企業さん、あるいは企業さんのグループ

がいらっしゃると思いますので、そういった意味ではしっかりとした施策のもとに予算を引っ張ってくるというふうな動きをされている企業が幾つかございます。ただ、もちろん産地全体を豊かにしていくというか、以前のような形に戻していくというのは直ちには無理ですので、そういう先行的な、あるいは頑張っている企業にぜひ成功していただいて、それに1つでも2つでも3つでも続くような、そういうシステムをつくっていくということがまずは必要かと思います。

それともう1つは、大川全体のPRという意味で、ここが文字どおりの日本の家具のメッカというものをしっかり消費者あるいは国民、市民の皆様方に届けるような、そういう仕掛けが必要だと思います。先ほどからお話がありますメディア戦略もその一つでありますけれども、そういうちゃんと届くような仕掛けをこれからどうしていくかというのは、これは先ほどの企業を応援していくという短期的な話と別に若干中期的な話になると思うんですけれども、そのあたりをしっかりと戦略を組んでいくというのがこれから最も重要になるかなというふうに思っています。

以上です。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

ありがとうございます。これから私もそういう部分についてどうしたらいいかお尋ねをしたいと思います。話はそういう家具のまち、1つはもう大川家具ということは大体全国に広がっている。伝統工芸のまちとしてのまた別な面でのタイトルも大川は必要じゃないかと私は思います。市長の名刺には大川家具のまちとありますけれども、そのもう1つ別の名刺には、大川伝統工芸のまちという形で、家具が出て建具というのはついてこんどですよな。みんな家具はあるけれども、建具までしょつというの、ほとんど理解されておられません。だから、家具、建具、そのくらいきちんと名目をしながら、2つの顔を持つというといかんですけれども、そのくらいはやっぱり今後、大川市のPRに必要なじゃないかと私は思います。

そういう意味で、ぜひ大川木工産業、補償がないというとおかしいんですが、そういう部分で農商工連携とか地場産業のそういう問題とか、もう少し我々も勉強して、もっと国、県に頼み込んでいくというか、入り込んでいく勉強をしていく、そして予算をとってくるぐら

いのやっぱり気持ちがなからんといかんのじゃないかと、そういう意味でインテリア課長、そういう心構え、御決意一言お伺いいたします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

県のほうには、私出張したときには必ず商工部のほうに、商工政策課、中小企業振興課、それから国際経済観光課、そのほか商工部関係にはちょっと知り合いもありますんで、そちらのほうに出向きまして、大川の振興策についていろいろ協議、情報交換、それから何らかの御支援をとということで行くたびにそちらのほうに行っているのは事実でございます。

ただ、それが成果としてどういうふうに出てくるかというのは今後だと思いますが、昨年まで、21年度までリバイバルプランの支援関係を受けておりましたが、県のほうからそれが22年度から打ち切りになってどうしようかということで、いろいろまたお願いをしまして、22年度は大川市に県のほうからの支援策ということで、大川インテリア産業新事業促進事業ということで、総額5,000千円の支援をいただくようになっております。これは、振興センターのほうで大川の家具、木工関係の新たな展開、事業展開と、それから開発、それと販路開拓、そちらのほうでの企業、グループが何かをやるときにつきまして、この支援事業に乗かって、新たな木工関係、インテリア産業を振興していくというものをいただいております。今募集をかけております。6月21日までに企業の皆さん、グループの皆さんがそれに応募していただいて、新たな展開をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

よろしく申し上げます。

それからもう1つは、大川のそういう、なかなか職人というのは一筋縄じゃいかん人が結構多いんですね、根性というかね。それはそれとして、そういうかたぎというか、そういう気持ちなんでしょうけれども、その中で、できれば木工再生のそういうシンポジウム、あるいは勉強会、業界として、あるいはそういうものがどう今の時代に生き抜いていくのか、もう少し国、県の予算を使って、文化センターででもシンポジウムをやりながら、一人一人の

そういうレベルアップという、精神的な仕事の支えとしてのそういうものができればまた新たな決意になるんじゃないかと、そういうものも少し最近なえているんじゃないかと私は思っております。やっぱり個人の勉強というか、そういう話を聞いて、ああ、本当だと。かつては私も大阪の金物屋の何とかってもう忘れちゃったけど、あの人のそういう話を聞いて、でっちからずっと頑張ってきたとって、日本を制するそういう金物屋として、名前知っている。それで、そういう人があった、生の話とかして、やっぱり激励、勇気づけられたこともありますし、それがすべてだとは思いません。しかし、今の時代には、そういうことも精神的な支えの中で、さらに事業発展の意欲を燃やしていただくと、そういう部分でぜひそういうシンポジウム等も考えられてはどうですか。一番人間的に交流、業界をより知り尽くされた副市長、そういうものがあれば教えていただけますか。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

そういう企画は本当にいいと思います。実際にこういう動きがあります、あるいはこういうことをこれまで成し遂げてきましたというふうな方々も私も存じ上げていますので、そういった企画も、今後いろいろと関係業界とか産業振興センターあたりとも話をしまして、企画をしていきたいなというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

ぜひ、そういう私たちも外からの話、外の話というのはなかなか聞く機会がないんです。大川において大川で会うといつも、不景気やのう、家具の売れんのう、そういう話ばかりで、それからもう一歩出て外側から話を聞くと、また感覚のずれが、自分で、ああ、これじゃいかんかと、そういうものも出てくるんです。だから、やっぱり人と人との交流とはいかに大事であるかということも、私は痛感いたしております。そういう意味で、このシンポジウムの件につきましても、ぜひ大川再生に向けて、本当に市長も御公務多忙で大変でしょうけれども、再来年は何かうわさによると、全国建具展も福岡と大川並立であるような話も伺っておりますし、それにあわせて大川のインテリアがどれだけPRできるか、そういうものを含めて、ぜひ産業発展に力を添えていただく市長に、一言勇気ある、皆さんが喜ぶごあい

さつをいただければ幸せだと思えます。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

非常に熱い思いをたくさん語っていただきましてありがたかったと思っておりますので、議員の思いを正面からきちっと受けとめて、具体的にどういうことを今後やっていくかということにつきましては、またそれぞれのところで立案してやっていきたいと思えますが、いずれにしても戦略的、戦術的、この2つ、両々相まっていかないと、なかなか将来の展望は開けないと思っておりますので、そのあたりをしっかりとやっていきたいと思えます。

数年前から大川の匠という制度、これはやっぱり物づくりのベースが匠の誇りということでありますから、その匠が、少なくとも大川のまちの中では相応の腕に見合った敬意を受ける、そういう思いを込めてつくりましたし、先ほどのそのシンポジウムも、やっぱりどういうふうなねらいを込めてやるかということでありますが、本当に、例えば、議員がおっしゃいますように、ある意味ではもはや日本の木の物づくりのメッカというふうに実質的になっておりますので、そういうところで木の物づくりについてシンポジウムをしていくということは、さらにそのメッカとしての地位を上げるという、そういうある種の戦略ということもありませんから、そういったいろんなものも含めて、いろんなことを考えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

温かい激励、ありがとうございます。最後に、市長も壇上から説明ありましたインターネットバーチャルで販売はやっていくということでございますので、ぜひ江東区の商店街、あそこはやっぱりインターネットのネット販売がトップクラスだと、そういうことも聞いております。ぜひ大川もそういうインターネットによる販売額の日本一を目指すための作戦計画というのを、ぜひインテリア課長、今後そういうものについての未組織の人も全部含めてみんなにもうけさせるといふといかんですけど、そりゃあもうけさせんと元気にならんわけですから、そういう方法をもう少し具体的に市民に、木工所のおっちゃんたちは本当ね、パソ

コンでんなんでんしたことなかですよ。その人たちにインターネットちゅうたっちゃ、はあちゅう話ですから、極端な言い方すると。もうそれは息子に言うてくれんと、おどんなわからんばいと、ぜひそういうものについての対応の仕方、そしてその中でいろんな販売の拡大に向けて、家具販売世界一になるぐらいの思いで、そういうネット販売も構築していただきたいなど、課長、お願いします。

議長（井口嘉生君）

インテリア課長。

インテリア課長（田中稔久君）

ネット販売につきましては、大川市場 仮称ですが、そちらのほうで今内部で研究をいろいろやっております。専門的な知識のある方々にいろいろとお伺いしまして、テストマーケティングをどういうふうにやっていくのか、それから、先ほど言われましたが、パソコンが全然できない方々、そういう方々からも問い合わせは以前ありました。そういう方々にどういう支援をしていこうかということとか、実際にやられている方々にどういう対応をしようかとか、いろんなさまざまな事例を持ち寄って、今研究をしているところです。まず、本当にマーケティングとしてどういうものが一番最高によろしいかということで、綿密に今策を練っている段階でございます。

以上でございます。

議長（井口嘉生君）

18番。

18番（神野恒彦君）

ぜひ、皆さん方にわかりやすいネット販売のやり方を、特に勉強会でもやりながら、ぜひ家具販売の実績はできたと課長が次回報告できるように、もうそのときはおらんかもしれんけれども、ぜひ頑張っていたきたい、そのことを御期待いたしまして、私の本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻は午後1時といたしますので、よろしくお願いいいたします。

午前11時47分 休憩

午後 1 時 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、11番岡秀昭君。

11番（岡 秀昭君）（登壇）

こんにちは。議席番号11番、会派ニューウェーブ所属の岡秀昭でございます。

昨日から大川市の教育行政の中で、目指せ数学日本一、数学駆け込み寺と、文化センターのほうで夕方あっておりました。市役所の若い職員の皆さんが一生懸命小学生、中学生の子供たちに数学を教えていただいております。昼間のお仕事でお疲れの後のボランティアということですが、大変お疲れさまです。ありがとうございます。この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。また、市内に在住されている数学の教職の資格を持った方であるとか、勤務されておる方、そんな人たちにまたそういうボランティアの輪が広がっていかばすばらしいと思いますし、これが大川市長が目指す協働のまちづくりといえますか、そういうふうにつながっていくんじゃないかなと、そんなふうにして期待申し上げるとともに、感謝を申し上げたいと思います。

本日は、地元経済対策としての建設工事や業務委託の発注について、それから通学路の歩道整備について、そして3番目に県道水田大川線へのバイパス整備についてということで、以上3点について御質問させていただきたいと思っております。

バブル経済が破綻しての経済不況、さらにはその後の空白の10年、そして追い打ちをかけるようなリーマンショック、それが長引いて現在に不況的なものが、嵐と言っていいほどのものが今覆っておるわけでありましてけれども、日本経済の底力ってこんなもんじゃないなというふうに思っております。戦後、焼け野原の中から復興を果たし、1ドル360円が200円になり、100円になり、現在91円、そういう中でも日本の経済は死に物狂いで頑張っておりますし、いろんなオイルショックであるとか、そういうたび重なって今まで戦後日本を襲ってきた経済不況の中で、その都度復活を果たしてまいっております。日本の経済ここにありと、それを信じてこれからの経済不況対策を乗り切っていかなければいけないんだなというふうに思っております。また、そういう中で地場産業は大変苦戦しながら、あらゆる業種で生き残りをかけた企業努力、経営努力、経営改善に取り組まれておるといのが実態ではなかろうかなと。

先日、長崎の大島造船を見学する機会がありまして、元の役員の方にバスの中からずっと案内をしていただいたんですが、造船不況の中で大島造船、大阪の造船会社が経営トップで、住友商事初め大手十数社から副社長が来て、そういう中で今後4年間の受注残と、そして、普通の造船所で2カ月、3カ月かかって1隻進水させるものを40日ぐらいで1隻進水させている。年間38隻、進水式をやっていると。これを来年は40隻にしますという話でございました。我が社は生き残りではありません、勝ち残りを目指しておりますという力強い、素晴らしい経営努力の成果というものを見せていただき、非常に恵まれた機会をいただきました。ぜひ大川の経済もそれを目指して、やっぱり目指すなら生き残りじゃなくて勝ち残りだなと、そんなふうに改めて思っております。

こういう経済不況の中、自民党政権の中で3段ロケットということで経済対策を打たれて、残念ながら自民党政権は野党に転落して鳩山内閣が誕生しましたが、空白の260日だったのかなという、じくじたる思いも持っております。そういう中で、国、県、市とそれぞれの役割が存在し、さまざまな経済対策、取り組みがなされております。行財政改革にも取り組まなければいけない、そんな中で緊急の経済対策ということで非常に厳しい、難しいものがあるのかなというふうに思っております。儉約に努めながら、反面、不況対策にも取り組むという中で、平成22年度の予算執行も始まって、地元経済対策ということでせんだっての議会でも質問させていただきましたが、市としての工事であるとか業務委託、そういうものについての取り組む姿勢というものを改めてお聞かせをいただきたいなと。ニューディール政策じゃありませんけれども、やっぱり保護政策がいいのか悪いのかという部分、これは議論のところがあると思います。資本経済において、公共事業において実績を積み、技術を磨き、そして近隣の市町村でも成長を遂げられる、幅を広げていける、そういう企業努力というものが求められるわけですが、最近はこの経済状況の中、地域経済の活性化というもので優先的に地元対策というものがとられておるといふふうに思います。仕方がないのかなという反面、育てるといふ経済政策という面からの一面と、企業としての努力を促すという一面、そういうものを行政としてできる経済対策というものを考えていく必要があるのかなというふうに思います。地場産業育成も大事、しかし、そこには企業努力を促す、バランス的なものを持った政策というものを考えるわけでありまして。そういう中で、業者のほうも努力をし、幅広くウイングを広げた中で経済活動を行っていけるような企業体質に育てていくという努力を重ねていく中で、またその成長をバックアップするというのも行政に課せら

れた責務ではないのかなと、そんなふうに思います。地元経済対策としての建設工事、業務委託、どのように今行われているのか改めてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、通学路の歩道整備についてお尋ねいたします。

県道鐘ヶ江酒見間線、北古賀交差点から入道橋のグッデイのところですが、この区間、路側帯にカラー舗装をしていただいております。これは県道でありますから県のほうでやってあるわけです。本来は歩道が設けられてしかるべき道路なのであると思っております。子供たちの安全であるとか、そういう緊急性、県の財政的な問題から、とりあえず路側帯の幅を少し広げてカラー舗装ということで、視覚的に子供たちに認知をさせて交通安全対策に寄与しようということでしたというふうに伺っております。この辺についての市の考え方というか、思いというものをお聞かせいただけたらと。

大川市内、地場産業の木工産業の発展で大きいトラックが、そして、その割には整備ができておる小さい道路、幅の狭い道路で、子供たちはそういう中を毎日登下校しておるわけでありまして。市が管理する道路における歩道についての考え方と取り組み状況、基本的な考え方としてどのように歩道というものを考えてあるのか、どこまでできるできないという財政的な問題はあると思っておりますけれども、その辺の考え方についてお聞かせをいただきたいなと。交通弱者である子供たちを守るために、歩道整備を急ぐことが必要であると考えています。その点についての御見解をお聞かせいただきたい。

そして、路側帯を利用したカラー舗装が交通事故の減少に少しでも効果があるのなら、また上がっているように伺っております。歩道設置が財政的に厳しいのであれば、路側帯のカラー舗装化については一考の価値があるものと考えます。道路管理者として、市道の管理者は道路管理者である大川市、そういう部分で管理者としての責務といたしますか、日ごろ念頭に置いてどのように道路行政を考えておられるのか、その辺の基本的な部分についてもお聞かせいただければというふうに思います。

3点目であります。県道水田大川線、金納の交差点が拡幅もされてかなり整備が進んでまいりました。せんだっての柳川市議会3月議会において荒見哲也市議会議員のほうから一般質問がございました。その中で県道水田大川線の整備について、金納から野田まで、そして、かなり狭い区間がまだ残されていますけれども、60軒以上の家屋があって、道路補償とかそういう立ち退き補償等でかなりの経費を要すると考えられると。そういう中でどれだけの期間でできるのかなという思いを私もいたします。

そして、その中で大川市のほうから今度反対に見ていきますと、いちよう通り、市役所の前の通りでありますけれども、385号線が大川のところまで来て、あと蒲地地区を抜ければ有明海沿岸道路の柳川西インターまでつながります。そうすると、幹線道路としてはそこで交差をして、経済的にもかなり期待ができる、大きな幹線道路の一つに形はなったのかなと。

大川の経済が、土地が高いとかいろんな意味で木工所関係、柳川であり、筑後であり、大木町であり、八女までずうっと広がって行って、水田大川線の沿線にもかなりの木工所も点在を、出て行ってあります。そこで頑張っておられます。そういう意味では、幹線道路というものが道として意義を持つためには、やっぱりそこに袋小路では意味がないんじゃないのかなと。そういう意味で、柳川市議会でそういう意見が出た部分について、日ごろ柳川の議員の先生方ともお会いする機会があって、いろんな話をさせていただいております。そういう中で一緒に取り組む課題の一つじゃないのかなと思って、今回あえて申し上げております。

水田大川線の途中でいちよう通りのほうに道を斜めに持ってくると、約1キロぐらいの区間、大川市側が3割ちょっとぐらいかなと思います、負担としては。距離的には。そういう部分で、いちよう通りがつながって通り抜けできる、袋小路じゃなくて通り抜けできる、そして、さらには大木町であり、筑後であり、八女までその道がつながっていくということで、経済的にもかなりの効果が期待できるのではないのかなと。そういう意味で、今現在いちよう通りの柿添京田マンションの先まで農道の拡幅みたいな形で道が広がって、そのあたりは旧来の曲がりくねった細い道ですけれども、その辺の計画があるのか、また、そういうものについて前向きに考えていく必要があるのではないのかなと、そういう思いで質問させていただいております。

幹線道路という意味合いを道路管理者として、また行政のトップとして、どういう意味合いでとらえておられるか、そういうものも含めてこの部分についてのお答え、考え方をお聞かせいただければというふうに思います。御答弁のほどをよろしく申し上げます。

以上、壇上からの質問といたします。あとは自席から個別に尋ねさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

岡秀昭議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、いまだ厳しい地域経済状況にある中、地場企業の皆様におかれましてはさまざまな経営努力に取り組まれておりますことに対しまして、改めて敬意を表したいと思います。こういった状況の中で、地場企業が建設工事や業務委託等の公共事業を受注することは、本来の事業目的を達成するほかに、地域経済の活性化や雇用の面からも一定の波及効果が期待できるものと認識をいたしております。

そのような観点から、これまでも厳しい財政状況の中において健全財政に留意しながら、公共投資による経済対策として国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を有効に活用し、取り組んでいるところであります。地域経済の活性化と活力、にぎわいづくりを推進するため、引き続き効果的で地域の実情に応じたきめ細かな地域経済対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の歩道整備についてのおただしであります。

まず、県道鐘ヶ江酒見間線の路側帯のカラー舗装につきましては、御指摘のように県は緊急性と財政的な面を勘案しながら施工したというふうに聞いております。

次に、通学路の歩道整備の取り組み状況であります。地元からの要望の中でも特に通学路については優先的に整備を進めております。平成20年度には、学校側と協議を行い、歩道の老朽化が進んでいた4路線について全面的な改修工事に取り組み、安全な道路として整備を行ったところであります。また、議員が御指摘されました路側帯のカラー舗装も安全対策上有効と考えておりますが、より効率的な整備ができるよう、道路の幅員や規模、舗装の状況等を勘案しながら、できる箇所について検討してまいりたいと考えております。

次に、県道水田大川線へのバイパス整備についてであります。柳川市議会における荒見議員の一般質問の具体の中身については承知をいたしておりません。県道水田大川線の途中からバイパスをつくり、いわゆるいちょう通りにつないだらどうかという御質問でございますが、現在のところ広域的な道路整備の計画はございませんし、県からも柳川市のほうからも現段階では具体的なそういうお話は伺っておりませんというふうに壇上から答弁させていただきます。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

御答弁ありがとうございました。まず、経済対策としての建設工事、業務発注、業務委託、

市内業者、市外業者、それぞれいろんな形で差別的なこと、保護政策的なこと余り感心しないという面もありますし、業者数が市内業者で指名発注にしる発注に関して多い少ないという、いろんなさまざまな業種によってもあると思います。実際に市外で工事受注を目指して指名願等を出し、やると、私も以前、今も建設業をやっておりますけれども、そういう中で福岡市に指名がとれるかなと、福岡市内にお客さんの関係で工事の機会もありましたので営業所登録、支店登録してやったことありますけれども、そんな簡単に指名がいただけるようなことはありません。10年固定資産税といいますが、法人税、それから家賃を払ったり、いろんなことを地元でやってあって、声がかかればいいほうかなと。実際に大川で主たる事業所を置いてやってあっても、市の工事でやっぱり実績を積ませていただいた。そして、その後、県の工事。国に至っては15年目にしてやっとお声がかかると、それくらいの15年、20年というサイクルの中で、営業努力でやっぱり業界は頑張ってくるわけでありませう。

いろんな委託業務、清掃にしる、いろんなことはあると思います。ただ、市が発注する工事において、それが直接的に間接的に市内に還元できるという経済波及効果、先ほど答弁いただいたように、かなりの効果があるわけでありませう。現実には、昔、県の工事をしたときに知事が言われた言葉に、一円なりと県民の皆さんにこの工事のお金が渡る、数字というものをあれしたときに県民の75%、85%くらい、それくらいの波及効果があるんだと。そういう意味での地元経済対策としての公共工事というものの重みというものがあるのかなと。ある意味では、市民の皆さん、県民の皆さんの税金を使って工事をする、その仕事をさせていただくという業者側からすれば、そこに真摯にその工事に取り組む責務というものが発生するわけでありませう。

そういう中で、現在どのような形でやっておられるのかというものをちょっとお聞かせいただければと思いますが、市内業者を中心的に今取り組んでおられるのか、その辺、全部が全部じゃないと思いますが、大まかなところでお聞かせいただけたらと思います。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

私も建設工事、あるいは業務委託等の発注に当たりますと、まず基本的に透明性と公正な競争性の確保が保てるかということに留意しながら、技術的に市内業者でも施工が可能なものにつきましては原則的には市内の業者さんに発注をします。ただ、業種によりまし

ては特殊性や専門性の高いもの、どうしても市内業者さんでは受注が困難であるケースもございます。そういう場合には市外業者に要件を拡大いたしまして発注するということで、基本的には地場企業の受注機会の確保に努めているところでございます。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

はい、ありがとうございます。市外業者で例えば指名されて入札されて落札されたとか、そういう場合に本店が市外にあって、市内に支店や営業所を構えておられない場合というのもありますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

先ほど御答弁申し上げましたように、業種によりましては市内に業者さんがおられない、あるいは支店も持っておられない業種の場合もございます。そうした場合には、当然市内に支店がなくても、市外に本店のみしかない業種であっても落札されるケースはあります。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

営業所なりがあって、10年ぐらいたてば市内業者として考えるのかなという気もしないではないんですが、その辺についての何か明確な基準的なものはありますか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

現在のところそういう明確な基準というのは持っておりませんが、議員おっしゃいますように、市内に10年、あるいは20年、支店を構えたり、あるいは、もしかした場合は市内に住所を構えてあるような方もおられると思います。そういう方につきましては、当然市に対しまして税の納付とかをしていただいているということもございますので、そういう面も一定程度考える面、判断が非常に難しい面はあるかと思っておりますけれども、適切な要件設定を努めていきたいというふうに思います。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

今、物すごく世の中が便利になって、形はどうであれ事務所だけ借りて、机いっちょ置いて、電話をとって、そうすると、転送電話というものがあまして、そこに電話をしたら結局別のところに転送して、あたかもそこにおるような形で、いろんな考えることは人間一緒ですから、そういう形に対応するとかいうこともあります。そういう部分では、チェックというものも大変難しくなってくるのかなと思いますけれども、その辺について何か検討されたことはございますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

総務課長。

総務課長（今泉貞則君）

私も毎年、競争入札参加資格審査申請というのをさせていただいております。その折には、納税証明書、あるいは事務所の写真等も求めて、一定の状況が確認できるわけですが、先ほどもおっしゃいますような個別具体的なことになると、実態調査をやるしか把握ができない、それは市内に支店を設けてある業者さんでございますけれども、そういう疑義が生じた場合には実態調査をやるようにしておりますし、そういう要綱等も作成いたしておりますので、そのような形で対処して、過去にも対処してきておりますし、今後もそのような形で対処していきたいというふうには考えております。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

はい、ありがとうございます。今答弁の中で、事務所の写真等の提出も求めてあるということであります。商売をしていく上で、例えば、自分がお金を払って物事を頼むときに何を一番考えるかという、その会社が本当に存在するのかなというものがまず第一義にあります。そして、看板を上げとっても現実に安心してお金の回収ができ、仕事をお世話になっても回収できるかといったときに、一番危ないのが、社長がアパートに住んでおって、事務所は借地にプレハブ、これが一番、例えば集金に行く段になったらだれもおらんやったという、現実にこういうケースは民間に多々あるわけでありまして。そういう部分では、そのチェック

体制も含めて、あとの責任が、特に公共工事においてはそういう部分で市民の皆さんの血税、そして国からの補助金、そういう大事なお金を使って工事をするわけですから、そういう部分のチェック機能というものをしっかりととっていただきたいなというふうに思います。

大牟田市は、ちょっと聞いたことあるんですけども、10年間固定資産税を納めておる場合は市内業者としてみなすとか、明確な定義はないのかもしれませんが、一つの判断材料としてはそういうものも考える必要があるのじゃないかなというふうに思います。特に固定資産税ということであれば、そこに住んである、代表者、役員はほかの市町村に本店があっても、主たる事務所があったとしても、そこで生活を構えておるという部分では前向きに市内業者という考え方がとれてもいいのではないかなというふうに、これは個人的な意見として申し上げさせていただきたいと思います。

先ほども壇上で申しましたけれども、公共工事について保護政策がいいのかどうかという、これについては私も本来は地元の公共工事で実績をつくり、技術を磨き、そして、やっぱりウイングを広げて、外に向かって企業として成長していく、市外にも受注の機会を求めていくという、それは企業側のそういう姿勢というものも必要であると思います。そういうことも促しながら、また反対にこれだけの経済不況の中で地元優先でと、この矛盾を感じてはおるんですが、やっぱりそういうものをお願いしたいなと、そういうものをお願いして次のほうの質問に入らせていただきます。

通学路について、歩道というものが現実的にどこまでつくられるのか、拡幅をして歩道だけ確保できるような、今の状況の中でそういうことを検討できる経済的な余裕というものはありますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

まず何よりも歩道の拡幅する用地が必要になってまいります、ここに物件等がありますと事業費としても大変膨らんでくるものでございます。また、一定区間連続して歩道ができないと余り効果的ではございません。正直に申しますと、余裕が余りございません。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

できるできない、できる努力をするという部分もあるのかもしれませんが、カラー舗装という先ほど申し上げた手段で、幾らかでも、先ほど古賀龍彦議員のほうから交通事故対策と安全面ということで、ある意味では車目線だったのかなと。実際に通学路を子供と一緒に小学校まで歩く、中学校まで歩く、PTAでよくやったわけですがけれども、やっぱり視線が全然変わります。道路管理者として、そのような視点を持ってあるのかなと、考えられたことはございますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

古賀議員の御答弁でも申しましたように、また先ほども市長が答弁しましたように、カラー舗装というのは非常に有効な手段だと考えております。最近、そういうことで視覚に訴えるような交通安全対策というのにつままして、今後できるだけ取り組んでいきたいということと考えております。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。物事の視線という意味で前向きにとらえていただくということで、すのでよろしく申し上げますけれども、工事を発注するのが仕事だと、自分の担当課の仕事だというような考え方じゃなくて、例えば、道路管理者としての市役所の業務の課に自分は所属しておるんだと、そして、その中で子供たちのため、市民のために安全な道路を提供するためには整備を進めていくためには何を考えるのかという、その基本の部分をぜひ忘れないでやっていただきたいなと、そんなふうに思います。これは歩道ができるにこしたことはありませんけれども、それができんならばそういう視線を変えてという部分で、実は10年前にPTA会長をしておるときに通学路の安全確保ということで建設課のほうにお伺いして、そして、言われた言葉がありがとうございますでした。自分たちがせにゃいかんことをかわりにしていただいてという課長の言葉をいただきました。そんなに思うならやってよというのが正直なところでありまして、そのとき、ここは道路計画が上がっていますからと、横断歩道の手前でたまり場的なものもありませんので、わかっておりますと。それで計画するときにはやりますと、10年たった今、全然そのままです。やっとなんか動き出しよるよう

な気はしますけれども、そういう意味では、そんなら10年間危ないままで放置したんだという、その責任というものの、できなかったというものもやっぱり行政の職員として持っていたく必要があるんじゃないのかなと。そういう中で初めて市民に対しても一生懸命やってもらいよるけど、予算的なものもあってしょうがないという形にはなると思いますけれども、市民の方も納得して、そしたら早く今度工事するときと一緒によくしてねという話になるわけですから、その気持ちの伝わるような行政サービスというものを心がけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

御指摘いただきましたとおり、今後もそういうことを念頭に置きながら対応したいと考えます。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

この話はまた別の話になりますけれども、今度の土日にかけて大川市内小学校の校庭を芝生化ということで取り組んでおられます。そこで、この間僕もちょっと気になって申し上げたんですけれども、芝刈り機が都市建設課で公園管理のために乗用のやつを持ってあると。そうすると、教育委員会ではうちは持ちませんと言わすわけです。いや、大川市にあるでしょうと。そうすると、それは借ってこにゃいかんと言わすわけですね。そもそもそこが縦割り行政のひずみと申しますか、考え方。市民の税金で市が所有しておるものを確かに管理するところは課が違うかもしれませんが、大川市には持っているわけですから、それを有効活用するとか、そして、それを学校のほうに貸すとか、そういう形の対応、その辺のちょっとしたところの行政のあり方、考え方、そこは長い役所生活の中で役所の常識になっておる部分があるんじゃないかなと。どうでしょうかね、意味わかっていただけますか。ちょっとその辺について、あなたがどうのこうのということじゃありません、そういう形で考えられたことはありませんか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいま芝刈り機とおっしゃいましたが、ちょっと私どもで持っておりますのは草刈り機でございます、芝刈り機とはちょっとタイプが違います。ほかの課で持っているかどうか、ちょっと今確認をさせておりますので、その点につきましては後ほどお答えいたします。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

それはもう大したことじゃないんですよ。ただ、行政マンとしての考え方の中で、例えば、もう1つ違う形で申し上げれば、子供がクリークに落ちて死亡する事故が昔ありました。それで、ガードレールがなかったとか危なかったということで鉄棒にロープを通すような形で、各課で、関係する課で持ってあると。それを危ないからさくをしてくださいと。そしたら、自分の課に今ないと。向こうにはあるけどと、向こうにお願いせにゃいかんという、そのとらえ方といいですか、危ないから市の予算でつくったけど、執行した課がここだからこの分は出払っておるからありませんということじゃなくて、市役所にあるなら使うてよかるうもんというのが素直な思いなんですね。そういう意味での行政マンとしての、だれを向いて、どこを向いてやっておるのかという、その心構えといいですか、その辺の市民のための公僕であるべき市役所の職員という意識づけの分がちょっと違うんじゃないかなと、その辺が確認してきますとかいうことじゃなくて、やっぱりそういうことで、それを素直に受けとめるような考え方を持っていただきたいなと思いますけれども、木下課長どうでしょうか、その辺の考え方について。

議長（井口嘉生君）

経営政策課長。

経営政策課長（木下修二君）

今の御質問は、役所全体に対してのいわゆる管理業務、それから、日常の各課それぞれの連絡体制、これがやっぱり一つの一体化の問題の御指摘だろうと思っております。先ほど都市建設課長が内容は申し上げたと思いますが、やはり備品等の有効活用、これはやはり1つであれば、それはもうそれができるだけ市民の皆様提供できるようなシステムづくり、これは当然の課題だというふうに思っております。

したがって、これに限らず、こういった形で庁内の連携体制を構築できるか、これは

常日ごろ私たちの命題として考えなければならないというふうに思っておりますので、御指摘の分がございましたので、さらに研究してまいりたいというふうに思っております。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ありがとうございます。お役所仕事というのがその辺に、そういう言葉にあらわれてくるのかなというふうに思います。話はちょっと歩道から外れましたけれども、その歩道一つとっても、やっぱりそういう子供目線でも考えていただけたらなど。先日、お酒が入りまして車をほったらかして歩いて、佐賀近くから歩いて帰りまして三、四十分かかったんですけども、実際通ってみて危ないなと思うときもありましたので、やっぱりそういう部分では、たまには市内でうんと散財していただいて飲みに行って、歩いて帰っていただいて道路もチェックしていただけたらと。これは余談ですけども、お願いしたいと思います。

3番目に行きます。県道水田大川線へのバイパス、とってつけたような話かもしれませんがけれども、先ほど申し上げた幹線道路、幹線道路というものをどのように考えられるかという部分で、これは市長、ちょっとお答えいただけますか。幹線道路の定義といえますか、考え方、どんなふうに考えられるか。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

まさにこういうおもしろいアイデアもあるのかなと思って今地図を見ているんですけども、やっぱり幹線道路というのは基本的にはある一定規模以上の道路構造令に基づいた一定規模以上の車線、あるいは幅員を持った道路であろうと。そういうところについては当然のことながら、長期の総合計画の中で、全体の道路網との整合性も考えて計画整備をしていくということでありますから、構造的にはやっぱり一定規模以上のもの、4種以上でしょうかね、多分一般的には。そういうものだろうと思います。

それから、我々はもっと、少し踏み込んで言えば、そういう道路ができたときに、それはやっぱりどう使っていくかということだろうと思うんですね。そのところが非常に重要であります。ちょっと本題からずれますけれども、道路はできたんだけど、沿道利用がうまくいかないといえますか、なかなか制度の網に絡みとられて思うに任せないという非常に

不合理な面を感じますので、そのあたりは市でできない面もありますので、自主的にできないものですから、県とよく話をして、我々はずうっと巨大な、大きな道路ができてその沿道はやっぱり農地しか利用をおまえたちはしていけないんだと、それはやっぱりおかしいんじゃないかと、そういうことは当然言っていかなければならんと思いますね。そのところが一番重要であろうと思います。

それから、この道路はおもしろいと思うんですけどね、行政的にちょっと申しますと、いわゆる水田線というんですか、この事業がある程度進んでおるわけですね、野田の交差点を整備されて、ある一定程度東のほうにも行っている。それから、柳川と久留米を結んでいる県道の交差点から、あのあたりは非常に狭隘だったんですけど、ある一定程度事業が進んでいる。ですから、県の立場から言えば、その事業をそこでもうやめるといことになるのかな。あの両側の交差点の整備というのは、単にあれは大規模な交差点改良でしたというところでその話が整理できるのかどうなのか、このあたりは私が県の立場で答弁してやる必要もないんですけども、なかなか難しい面もあるのかなというふうに思うんですね、道路整備する側からすれば。それから、もう1つはやっぱり、あの道路の沿線の方々もやっぱりこの道路を広げてほしいという思いもあるかもしれない。そういったものもありますので、道路としてつくりやすいのは確かにおっしゃるように、作出のほうからどんと突き抜ければ田んぼばかりですから、事業費の面からはるかに安くつきますし、似たような効果も出てまいりますので、おもしろいアイデアだと思うんですけども、そのあたりはちょっと、結構難しい整理が、県の立場として要るんじゃないかなという気がいたします、正直申しまして。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

重々承知しております。ありがとうございます。鬼古賀の作出地区は昔から外れにあって袋小路みたいな形であります。そして、現在蒲地から野田までの部分で整備がまだされておらんところというのは、やっぱり住宅もあります、倉庫もあります、事務所、工場、60戸以上あるんじゃないかなと。そういう部分では、柳川の荒見議員さんたちとも話す中で、江口県議も御存じでありますし、秋田県議のほうも理解をいただいております。そういう部分では、やっぱり県民が市民が便利になる、そしてその道の活用方法として物すごく可能性を秘めておるとい、前向きにやっぱりその辺の近隣、一緒にやって行政がタッグを組んで

頑張るといような姿勢も必要じゃないのかなと。せんだってちっこ会議、環境自治体会議の中でも、今回は大木町と大川市と筑後市と2市1町で、すばらしい取り組みです。それはやっぱり広域でやると。そうすると、大川市は大木町と隣接しています。そして柳川市とも隣接しています。小坂井地区においては、大川側のほうは拡幅ができたところがあって、それから橋だけはもとの狭いということで、そして実際にはその橋を渡ってずっと市道みたいにして行きよったんですけれども、地図をよく見ると、市境は堀の中心であると。そうすると、そこに大川市であり、柳川市であり、そして水路は太田花宗の関係が出てくるという権利がやっぱり行政の権利といえますか、自治体のそういう区画があるわけであります。

だから、そういう部分ではぜひ連携するという部分の考え方というものも本当に大事なかと、ちっこ会議でつくづく思いました。市民参加でボランティアで本当に感謝申し上げたい。そしてその中で、それだけじゃなくて行政もやっぱり一緒に頑張ったから成功できたんじゃないかなと思うし、その目的である意識づけ的なものも、環境に対する考え方的なものも、堀のあり方であるとか、いろんなものを私たちも学ぶことができました。すばらしい機会であったと思いますし、だから、そういう意味においても、道一つでもやっぱりそういう形で取り組みというのは大事なんじゃないかなと。せんだって柳川議会でもやっぱり柳川の行政当局は初めてお聞きしましてとかいう形で答弁されておりました。柳川はインターネットで配信されていますから。大川市も9月からはという話もあっておりますけれども、そういう意味で、一緒に、やっぱり広域でタッグを組むところはとらえていく必要があるんじゃないかと。その辺でちょっとお考えをお聞かせいただければと。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）

おっしゃるとおりだと思いますね。ですから、この道路、今おっしゃっている道路についても、基本的には県道の場合は市境を越える、ある程度大きな道路の場合には県道ということで整備することによって全体の整合性がとれる。だから県道だということになるんですけども、接続するそれぞれの自治体同士が、まさに地域からの発意としてそういう話をくみ上げて、そして県に持っていくと。ある種の連携。自治体同士が連携をして県を動かしていく。これはもう当然大切なことだろうと思いますから、これは新しい方向として、地方分権の中のさらなる地方分権といえますか、地方主権というのか、そういうことも含まれてい

るのであれば非常に哲学性のある事業としておもしろいんじゃないかと思いますね。今後やっぱりそういうふうになっていくんじゃないでしょうかね。県にすべて金も知恵も預けるということではなくて、みずからの知恵、頭で考えて、連携を図りながらお互いに連携して浮揚していく、豊かになっていくということはとても重要だと思いますね。

議長（井口嘉生君）

11番。

11番（岡 秀昭君）

ぜひ機会をとらえて前向きに検討をしていただければなと。そういうことが地域住民、やっぱり今確かに厳しい経済情勢もあります、予算的にも財政的にも厳しい部分がありますがけれども、マイナス思考じゃなくて、やっぱりもうちょっと前向きに、そしたらこの地域、この沿線、これだけとったらやっぱりトラックもすーっと金納から筑後、八女まで抜けて行けるよという話になってきて、それなりにやっぱり大川から向こうで頑張っておられる木工所の皆さんも倉庫はこっちにあたりするわけですから、やっぱり行ったり来たりという部分でかなりの経済効果は期待できますし、また作出地区なんかでも袋小路であった部分がそういう形で道が抜けていくということで、地域の環境的には住宅地としても、もちろん農業用地が周りはほとんどですけども、やっぱりそういう部分では人も住んでくるような、いろんな波及効果が期待できると思いますので、ぜひ前向きに考えていただけたらと思います。

いろいろ横道にそれたこともありましたけれども、気持ちはやっぱり大川をよくしていただきたいなと、やりたいなということでもあります。そして、行政の皆さん、数学駆け込み寺でわざわざあんなふうにご子供たちに接していただく中で、やっぱりそういう一つ一つの思いをだれのためにやっているのというものをきちっととらえて頑張っていただくことをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻は14時5分といたしますので、よろしく願います。

午後 1 時 48 分 休憩

午後 2 時 5 分 再開

議長（井口嘉生君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、10番中村博満君。

10番（中村博満君）（登壇）

皆様お疲れさまでございます。初日の最後の質問者になりました議席番号10番、ニューウェーブの中村博満でございますが、先ほどから、5月26、27、28日にありました環境自治体会議「ちっこ会議」についてのお話もございましたが、同時に行われました「チャレンジデー」、5月26日にございましたが、3回目にして埼玉県の秩父市に勝利をいたしました。これは、大川市民ともども、また、各校区区長会を初め、コミセン、役員さん、公民館委員さんに対しましても、厚く厚く御礼を申し上げます。また、金メダルの獲得も大変うれしいことでもございました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市道郷原一ツ木線について質問をいたします。

都市計画では、この道路では、酒見幡保線となっておりますが、この道路は、いちよう通りから208号線を越え、有明海沿岸道路にも便利で、昇開橋までも、ワークピア大川へも、大野島へも、私たちの住む大川市東部地区からは随分早く便利な道であります。

御承知のとおり、この道路建設に当たっては、地権者の同意がなかなか得られず、開通まで随分と時間がかかった道路だと認識をいたしておりますが、この道路では、街路樹の里親の募集があり、市民の皆様が1本30千円で山桜の里親となり街路樹として植樹をされました。このような植樹のあり方は大川市では初めてのことであったと思っております。緑化の推進はもとより、子供の誕生記念、人生の節目の記念などなど、さまざまな気持ちのこもった山桜の木、里親の協力が集まり、郷原から幡保まで植樹がされた愛着ある道路だと思っておりますが、いろんな思いが詰まったこの街路樹の里親が一体どれくらい集まったのか、まず、お尋ねをいたしたいと思えます。

また、供用開始が21年の8月全面開通になりましたが、里親制度を利用して街路樹を植樹、供用開始をなされたわけですが、この道路は確かに便利で利用価値が高いとは思いますが、通るたびに何と不親切な道路だろうと思わずにはられません。すべての公共工事がこんなレベルで工事をされているのかと思わされるところがあります。この壇上からは一部のみにとどめますが、自席から申し上げたいと思えますが、まず、街路樹に隠れたり、また立てる

場所に気をつければ街路樹の陰にならないで済むスピード規制標識が何カ所もあります。

また、せっかく信号機がついたのに、交差点の名称がない交差点もあります。交差点の名称があれば、この質問にしても何かと便利なところもあるわけですが、なぜこういう交差点の名前がいつまでもつかないのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、木室ふれあい広場の活用についてお尋ねをいたします。

今年度予算によりますと、1,300千円の予算で朝市を8月からでも始めたいとのことであったが、ふれあい朝市の取り組み状況をお伺いいたします。

また、この木室ふれあい広場は、所在地の看板もありません。朝市の取り組みをするためには、ここが木室ふれあい広場だと看板を設置するべきでありましょう。同時に、同敷地を利用し、木室コミュニティセンター及び木室幼稚園の案内板の設置もすべきだと思うが、見解をお聞きいたしたいと思います。

次に、狭隘道路の拡幅についてお尋ねをいたします。

市内には、まだまだ狭い路地があり、車社会の今日、いかに道路を拡幅し、住みよいまち、安全なまちをつくることはだれしもの願いであろうかと私は思いますが、大川市においては、平成21年度より、ようやくセットバックによる道路後退用地整備運用基準をつくられ、その履行に努められていることと思います。折からの経済情勢により、新築や改築の工事も減少し、セットバックの対象件数も少ないかと思われそうですが、運用状況をお尋ねいたします。

また、角地などの隅切り依頼なども必要な車社会の一因であろうかと思いますが、地元からの要望があっているかどうかもお尋ねをいたします。

壇上からは以上でございます。あとは自席より質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（井口嘉生君）

市長。

市長（植木光治君）（登壇）

まず、市道郷原一ツ木線についての御質問でございますが、1点目の桜の里親制度であります。

この事業は、道路景観の向上及び緑化を推進し、市民の憩いの空間を創造するため、市民の皆様から植栽費用の浄財を受け、同路線が桜の名所となるように、平成17年度と19年度に実施をいたしました。おかげさまで155本の山桜を植栽することができました。

また、里親制度以外でも、寄附により103本、改築工事により71本、合計329本の山桜を植栽しているところであります。

多くの方々の御協力により山桜の植栽をすることができたことに感謝をするとともに、今後、桜並木の名所として市民の皆様の目を楽しませてくれるよう、管理に努めてまいりたいと思います。

それから次に、道路標識についてであります。速度規制の道路標識は警察の管轄でありまして、公安委員会が、実は桜を植栽する前に植樹帯の中に設置をされていたものであります。

議員御指摘のように、桜を植栽したことにより道路標識が確認しづらくなっている箇所がございますので、改善できるよう警察と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、交差点の名称についてであります。

平成21年度に郷原一ツ木線の2カ所の交差点に信号機が設置されましたが、交差点名の案内標識はついていない状況であります。案内標識は道路利用者に目的地への経路や地点等に関する情報を提供するものでありますので、案内標識の設置については今後検討してまいりたいと考えております。

次に、木室ふれあい広場において計画をしております朝市の取り組み状況についてであります。

本事業は、本市の農漁業者や市民が生産・加工を行った農水産物等の直販活動を通して、農漁業者や市民のやりがいづくり、生きがいづくりや地域のにぎわいづくりに寄与することを目的に実施することといたしております。

朝市の具体的な実施方法等につきましては、農漁業者団体や各種団体で構成する実行委員会で協議いただいた結果、本年10月より毎月第3日曜日に開催する予定にいたしております。

出店者につきましては、市内農漁業者や市民のほか、商工業者の方々にも呼びかけ、品ぞろえを充実させたいと考えております。また、出店方法につきましては、トラック市の要素を取り入れるなど、より多くの方に来店いただく方向で検討をしていきたいと考えております。

なお、出店者募集を6月中旬より行う予定でございます。

それから次に、木室ふれあい市場、それから幼稚園、木室コミセンの案内板等についてでありますけれども、木室幼稚園、木室コミセンの案内板の設置につきましては、既に設置の

ための発注を行っておりまして、6月中には設置完了予定でございます。

また、木室ふれあい広場の案内板設置についても、早い時期に設置を予定したいと考えております。

次に、狹隘道路の拡幅についてのおたただしであります。まず最初に、議員の御質問の中で、セットバック事業の取り組みの進捗状況でございます。

議員御承知のとおり、平成21年4月1日より大川市農地転用及び建築行為に係る後退道路用地に関する整備要綱の制定によるセットバック事業がスタートをしております。

この制度は大きく2つの内容があり、1つは、建物を建築する際に、セットバック用地を寄附するか、自分で管理するかを建築主に決めてもらい、寄附される場合は、測量、分筆、登記費用について市が負担するものであります。このため、平成21年度予算に5,400千円を計上いたしておりましたが、実績としては寄附の件数が8件で、市の費用負担は1,680千円でございます。また、寄附をせず、自己管理を選択された件数は13件であります。

それから、もう1つの事業内容は、国から50%の補助を受けての狹隘道路の拡幅工事として、平成21年度は延長327メートルを工事費用として16,200千円で施工をいたしております。また、平成22年度、本年度につきましては、これを50,000千円の予算を計上し、引き続き狹隘道路の拡幅工事を施工していく予定でございます。

次に、角地の隅切りについてであります。隅切りは交通の安全上望ましいものでありまして、改築工事の際には工事の中で隅切りを施工していますが、寄附による場合は、2メートル程度の隅切りをお願いいたしております。また、地元区長さんなどで地権者の協力を取りつけていただいた場合は、優先的に工事を施工するようしているところであります。

以上であります。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

はい、ありがとうございました。的確なお答えをいただきまして、ありがとうございました。

まず、スピード規制標識 速度規制標識といえますかね、これを私は毎日通るんですけども、見させていただきます。

また、議員の皆様、きょう傍聴の皆様もここから帰りに行かれるとわかると思いますが、

車は左側通行でございますので左側を歩いていくわけでございますが、まず、こちらのいちよう通りから幡保のほうに向かいますと、ゆめタウンの裏から来ている道がございます。そのゆめタウンの裏の道からこの当該道路に出ますと左側に曲がるわけですが、樹木がまずあるわけですね。その向こうに40キロの最高速度規制標識がついておるわけですが、これがもう全然見えません。当然、直進で行っておっても、葉っぱの陰になっているわけでございます。それからまた進んでいきますと、保健センターの南側の道路を当該道路に上がりますと、今度は左側になくて右側に、裏返しにしてあるわけですが、裏向きについているわけですが。左側通行ですから、当然左に曲がるわけですから左になければいけない。また、その用地もあるのに右側、後ろ向きについているわけですね。こういうところがあります。

それからまた、上巻の信号と申しておきましょうか、交差点に信号機がついていますが、ここは正常です。その次の、幡保の浄水場から南側から上がった道、ここも同じく上がると左手になくて後ろ向きに、要するに真っ白の状態で見えよるわけですが。これでは何のための最高速度規制標識かわからないと。これはやっぱりもう少し気遣いをしてつけてほしいなと思うわけでございます。これは今さっき市長から、管理者が違うということで早急に行いたいというようなお話がございましたので、ぜひともそうしていかないと、あそこでスピード違反の取り締まりをされたら、わきから来た人は全然スピードの感覚はないわけでございます。そういうこともぜひ頭に置いていただきたいなと思っておりますが、ちなみに、いちよう通りは木々がありますから、真ん中のほうに持ち出して、スピードの規制をしてあるマークが道路の中央付近にあるわけですが。やっぱり樹木があると、どうしても陰になりますから、やっぱり持ち出してでもするような方策でも考えなければいけないのじゃないのかなと、そういった気もいたしますが、お金が安く済む方法ならば、やっぱり当該道路から上がってきたところのすぐでしたらすぐわかるわけですが。そこについていないというのがまず問題だというふうには思わざるを得ません。

そういったことで、ぜひこの辺の改善を要求していただき改善をしていただきたいと、そういうふうには思われます。これは市民の安全にもつながることでございますので、ぜひともお願いいたしたいと思っております。

では、信号機のある交差点の名称ですけれども、この辺のつけ方につきましてはどういう手続をとられるわけでしょうか、お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

お尋ねの信号機の名称につきましては、道路管理者のほうで警察に協議を申し入れてつけるということになります。市道の場合は、市のほうで警察に申し入れを行いまして、こちらのほうの工事として設置をすることになります。

以上です。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

私ども木室地区におきましては、385号線が先般開通いたしました。その折、私どもは協議会の中で、信号機の名前を考えてほしいということで、地元におろして、地元の区長さん、そして関係する町内におろして、町内から名前をつけていただいたんです。今、郷原一ツ木線についてはそういう考えはなくて、市で勝手につけるということですか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

看板設置義務者としては道路管理者ということでございまして、名前をつけるということにつきましては、だれがどういう手続を経らんとできんというような決まりはございません。ただ、どの市民の方からも納得がいくような、わかりやすいような名前をやっぱりつけるべきだと思いますので、名前の決定に当たりましては、どのようにするかちょっと今後検討をさせていただきたいと思います。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

地元の人たちがその辺の場所の名前とかよく御存じですから、やっぱり地元の区長さん等に御相談をされるとか、区長さんがまた公民館で話されるとか、何がいいだろうか、この地域にふさわしい名前は何だろうかと。うちの町内に来てくれる人はこの信号を目当てに来るだろうと、そういったことでやっぱり決定をしていただいたらいいんじゃないかなと私は思います。ひとつよろしく願いたいと思います。

それから、保健所、図書館、インテリア研究所、こういうのがあの道筋にはあるわけですが、この誘導案内板ですね、これがまだ移動されておりません。まだ産業会館の横の交差点のところに薄ぼけて、保健所、図書館の案内が、これは当然向こうの今度の新しい信号のところに持っていくべきじゃないでしょうかね、どうしてお考えですか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ただいま御指摘いただきました点がそういうことでございましたら、ちょっと早速調査を行いまして、ない施設についての看板があるというのは当然誤解を招きますので、それぞれ担当する課のほうで撤去なりをされるように要請をしたいと思います。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

ないわけじゃないですね、ぐるっと回っていけばいいわけですから。今まで回っていたわけですからね。しかし、本当は、今度は新しい道ができたから、新しくそっちにつけるべきだと私は思います。場所等のあれもありましようけれども、一番便利なところに、こちらが保健センターですよ、こちらが図書館ですよというのは当然つけるべきだと思いますので、ひとつよろしく御検討をお願いいたしたいと思います。

それから、これは市長にお聞きをいたしたいんですが、市長は中原の町なかの電線を見て、これを地下埋設にせにゃいかんと、余り線が多過ぎるとか、そういったことで非常に取り組みをせにゃいかんということで頑張っておられるのも知っておりますし、また、市長とあるとき話してありましたら、産業会館前のいちょう通りのいちょうの木の上に電線があるけん、このいちょうの木は伸びらんと、そういったお話も聞いたことがあります。非常に見識の広い市長だなど、そういうふうにお考えをいたしました。

ところが、この当該道路に先般街路灯がつけました。この街路灯の引き込み線を見ますと、桜の木の枝の中を通っている、風が吹けば切れるような状態ですよ。そして、それが中央公園のほうのテニスコートのところから体育館のところまでずっと木の枝のそばに線が通っている。これは市長、どういうふうにお考えですか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

ちょっと市長のほうがただいまの場所がよく理解できていないようですので、郷原一ツ木線から保健センターの前まで、それから、保健センターから体育館の横の通りということでございましょうか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）昨年、まちづくり関係の補助金を利用しましてつけさせていただきまして、工事の関係上、そういう配線にならざるを得なかったということで、確かにちょっと外見的には見苦しい点もあるかとは思いますが、そういう事情でございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

何ば言よっとですか、あなたは。地下にはわせるだけでいいじゃないですか。風が吹けばあれは切れるんですよ。また金使わにゃいかんとですよ、あれは。桜の木の枝の中を通っているんですよ、見てきてください。そして、それがまた体育館のほうに、また木の枝のところを通っている。下に、だれもさわらないようなところがあるじゃないですか。あれはやっぱり完成検査というのがされたんやろうかと。また、電気屋さんの知識とか、専門家の知識が入っているだろうかと。素人の配線と変わらんじゃないですか。引っ張って桜の木の中を通すとかもってのほかですよ。これが市の工事ですか。だから、私はきょう取り上げているんですよ。見てきてください。見てきましたか、私がこの質問をするに当たって、最高速度規制標識とか。本当ですよ。もうパチンコ屋さんの横からずっと桜の木の枝の中を通っていますよ、反対側も。これは早急にしなければ、台風が来たり、木が倒れたりしたら大変ですよ、これはまた。またお金がかかりますよ。その辺、ぜひ検討をしてください。どうですか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

確かに地下に埋設すればもうすっきりするというのもう私どもも承知をしております。ただ、ちょっと事業費の関係で、もう今回はそういう対応をさせていただきました。御指摘もいただきましたので、今後の対応というのはちょっとまた検討をさせていただきたいと思っております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

事業費のこともございましょうが、実際これが台風が来て倒れたら、またお金がかかるんですよ。また金がかかる。金がかからないようにするためには、少し上増ししてでも下にしておけば、何の問題もなく桜の木も大きくなるんですよ、風で揺れるんですよ。その辺は気を使ってくださいよ、ぜひお願いいたします。

それから、今言いましたように、不親切きわまりないと私は思うんですけれども、やっぱり今、市長からお話がありましたように、市民の皆様から里親という形で協力してもらっている愛着ある道路だと思うんです。ここにぜひ桜通りとか、山桜通りとか、愛称をつけたらどうかとは思いますが、市長どうでしょうか。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

御指摘いただきましたように、市役所周辺には既にいちよう通りとか、あおぎり通りとか、愛称で呼ばれている道路がございます。非常にわかりやすく市民の方から愛着を持ってもらえるという点で、素晴らしいことだと思います。これにつきましては、植樹をする際に、公募で植える木を決めまして、その植栽された木の名前が通りの愛称となっております。

郷原一ツ木線につきましては、先ほど答弁しましたように、桜の里親制度等でもう既に山桜の木が植栽されておりまして、山桜通りと呼ばれる市民の方も結構いらっしやいまして、もうほぼ定着しているような感じを受けているところでございます。したがって、今回は改めて募集するというようなことではなく、できましたら、もう既に浸透しつつある山桜通りということで、愛称にしたらどうかというふうな基本的な考えを持っておりますので、今後、何らかの方法でこの名前がどうかということにつきまして、市民の皆様の御意見をいただいた上で、特に反対等の意見が多くなければその名前が決定させていただけたらというふうに考えております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

山桜通りですね。いい響きじゃないですかね。そういったことで、里親もいっぱいあって、協力もいっぱいあるということで、やっぱりそういった名前で愛される道路になってほしいなと。それには、先ほども申しましたような、電線の問題とか、案内板の問題とか、または交通規制標識とか、そういうのもやっぱりきちっとしてほしいなと思いますが、この道路ですが、今現在、沿岸道路の先まで広がっておるわけですが、これを新田大橋の通りまで広げれば、また交通緩和も非常によくなるんじゃないかと。先ほど古賀議員がおっしゃいました九網の信号機も少し交通が緩和するんじゃないかなと思います。また、途中の橋も見ますと大きくなっているようですから、計画があるんじゃないかなと薄々期待はしているんですが、その辺の考え方はどうでしょうか、お願いいたします。

議長（井口嘉生君）

都市建設課長。

都市建設課長（石橋徳治君）

郷原一ツ木線の改築工事につきましては、御質問のとおり市役所前通り線から208号沿岸通りを出て、主要地方道路の大牟田川副線まで、全長2,400メートルございますけど、これを3期に分けて工事するというので、平成10年度に着手をいたしております。これまで平成21年度までに、1,614メートルの区間、市役所前通り線から有明海沿岸道路の交差点までですけど、この分については完成をいたしております。

残りの3期事業区間ですが、延長で786メートルございますが、当然、引き続き事業を継続していきたいと考えておりますが、多額の事業費を要します関係で、基本的に着手をしたら、もう途中休憩なくで5年なりそこら辺で完成する必要があるがございますので、着手の時期につきまして今検討を行っているところでございます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

786メートルですか、もう本当にあの道が新田大橋通りまでつながれば、また我々も花火大会等に行くにも非常に便利な道路になります。その辺も含めて、市民の利便性が物すごくいい効果があるんじゃないかなと私は思います。

冒頭に申しましたように、我々大川の東部におる人間も、東町に行くにしても、昇開橋に行くにしても、あの道を通ったが一番いいような、本当に利便性の高い山桜通りでございます。

すので、ひとつぜひ延長も早急にできるように、補助金なりいろんなことがあれば取り組んでいただきたいのと、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に木室ふれあい広場の活用についてお尋ねをいたしますが、木室ふれあい広場の土地に木室コミュニティセンターと木室幼稚園の案内板が6月の末いっぱいにもでき上がると。木室ふれあい広場についてもつくりたいという答弁をいただきました。それは間違いございませんか。

議長（井口嘉生君）

クリーク課長。

クリーク課長（田中美俊君）

間違いありません。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

はい、ありがとうございました。

では、ふれあい広場の朝市が10月の第3日曜日からはまるというお話がございましたが、その実行委員会というのができ上がったとお聞きいたしました。実行委員会のメンバーはどのような方がお入りでしょうか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

今、実行委員会のメンバーということでございます。

まず、農業者の代表、それからJA福岡大城農業協同組合、それから漁業者の代表、魚介類販売業者の代表、大川市老人クラブ連合会の代表、その他会長が認める者ということで、3人のメンバーが入っております。

以上、メンバーは8人ということになっております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

8名の実行委員会と。今、お聞きしますと、答弁がいろいろあっているようございますが、

事務局としてはどのようになっておりますでしょうか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

事務局体制ということでございますけれども、大川市の農業水産課と健康課、クリーク課、それから、JA福岡大城農業協同組合の大川生活資材店長で構成しております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

はい、ありがとうございました。

事務局が4つで、実行委員が8名ということで取り組まれているということでございますが、この木室ふれあい広場というのは、グラウンドゴルフをしたりいろいろされておりますし、また、これの報償金という形で私たち木室地区の清掃関係をしているところにお金がありてきておりまして、毎月2回掃除をいたしております。これが各町内に8千円ずつ来ようとなっております。そして、木室コミセンに、トイレトーパー代とか、薬品代とか、清掃用具代とかという形で10千円だけ残っております。こういった苦しい事情の台所の中で、こういったふれあい広場の活用ということで朝市が取り組まれるわけでございますが、トイレの問題、トイレも1つしかございません、あの広いところに1つしかございません。コミセンはそばにあります、コミセンはもう御存じのとおり、貸し出しがない場合は、安全のために中の使用をもう閉めるということになっております。そういった中で、このふれあい朝市の取り組みについて検討はされておりますでしょうか。トイレの問題とか、そういうのですけど、どうですか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

トイレの問題ですけれども、今議員御指摘のとおり、ふれあい広場には1カ所しかないということでございます。コミセンが今、閉めておるときには使えないということでございますので、そういうところにも極力お願いをするようには計画をしているつもりです。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

やっぱりもうトイレも掃除をしないと非常に汚くなりますから、我々、月に2回町内に回ってくるわけですが、それでもなおかつ汚いということで、ボランティアで掃除をしていただいたりしておるわけです。そういった中で、またこういう事業が入ってくるということで、そういう整備と申しますかね、例えば、雨の降りはどうするのかと。砂場でございますから、あの砂場に前日雨が降っておけば、軽トラックでいけば当然でこぼこが出る。こういう整備とかはどうされるつもりなのか。その辺も、やっぱりそういった掃除をしたり、管理をしたりしている木室地区の代表の方は非常に心配されているわけですが、こういったことについて、木室の区長会長さんも何も入っていないような実行委員会ができ上がっておりますが、これで大丈夫だろうか、そういった気がいたしますが、そういった雨天対策についてお伺いをいたしたいと思います。雨天のときはどうされるのか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

雨天対策ということでございますけれども、一応6月に出店する人を募集します。そしてその後、出店者会議を開いて、まず、雨の降る日に実行するかどうかということも検討したいと考えております。雨の降る日に実行をするということであれば、また出店者会等の皆さんのメンバーにお願いして、後の清掃についても考えていきたいとは考えておりました。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

ひとつ、本当に小さなことですがけれども大事なことなんですね。そういったことまで十分に御配慮をいただきたいと思いますが。軽トラック市との印象でございますが、そういった取り組みだと思っておりますが、大体何店舗、何台ぐらいを予定しておられるわけですかね。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

台数でございますけれども、まだ実際に募集をかけて、どのくらい来るかわかりませんけ

れども、50台程度はまずは期待をしたいと考えております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

50台程度考えているということでございました。また、雨天対策についてもまだはっきりしていないようでございますが、同じような取り組みをしております佐賀の吉野ヶ里軽トラック市、山川の軽トラック市、こちらは全部下がアスファルトなんです。アスファルトですから、傘を差してでも買い物ができるわけ。ところが、木室の市場は下は砂ですからね、雨の降りはどうかなというような気もするわけでございます。そういったことを含めて、雨天対策はどうするかということを知っているわけでございます。そういったことを十分配慮して取り組んでいただきたいと。

いいことにはぜひ協力をさせていただきます。しかし、この事業について、22年度予算に取り組みおるとということで、有明新報の3月10日、これにまだ予算委員会も開かれていないのに発表をされた。これは、まさに地元には寝耳に水でございました。また、そちらのほうから我々木室の議員に「どげんなっとつとか」と聞かれても、「私たちはわかりません」と、こういうことでは非常に困ると。これはやっぱり地元軽視、議員軽視、そういった産業建設常任委員会にもまだ報告があっていない前に新聞に載るとは何事だと私は思うわけでございますが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

議長（井口嘉生君）

農業水産課長。

農業水産課長（添島清美君）

お答えいたします。

予算に私たちもお願いをしておりましたので、何らかの形で早急に市民の方にお知らせしたほうがいいと思いましたが、お知らせしたいということで記事として掲載をしていただきましたけれども、結果として本当に議員や区長さん、また地元の方々に御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

本当ですよ。こういうのは、やっぱり何らかの形で地元にかかってくるわけですからね、まず地元は何らかの問い合わせ等もしながらするべきじゃなかったんですか。

それから、もう1つこの件についてですけど、今さっきのメンバーの中に、健康課でしたか、大川市健康課が入っておりますが、これについてはどのような形で入っておられるのですか。

議長（井口嘉生君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

事務局の一つとして入っておりますが、この趣旨としては、高齢者の生きがいづくりの一环として、木室ふれあい広場での野菜出店に高齢者も参加をしていこうと。これは、年金収入以外にも臨時収入を上げて、お孫さんとかにお菓子を買ってあげたりということでの生きがいづくり。

それともう1つは、野菜をつくってそれを販売するというので、やはり買っていただく喜び等々を含めて、高齢者の生きがいづくりという観点で事務局として入らせていただいております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

生きがいづくりということで入られたということですが、この件についてアンケートをされたと聞いておりますが、アンケートの結果等はございますか。

議長（井口嘉生君）

健康課長。

健康課長（持木芳己君）

アンケートの結果、中間集計でございますが、回答率が38.2%と2,266名の方から回答をいただいております。野菜を木室ふれあい広場へ出店をしていいという方が全部で360名程度いらっしゃいました。

以上です。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

二千二百数名の方々の回答から、360名ぐらいが出店してもいいというような前向きな回答を得たと、そういうことでございましょう。

そういった中で、やっぱりこれが軽トラックに似合わないような場面も出てくるかなとも思いますが、そういったときに、売れ残りとか、こういうのが逆に、「私のつくったつは売れんやった」ち言わるとですね、これはまた逆効果になりはしないだろうか。やっぱり売れて初めて生きがい生まれてくるんじゃないかなと、そのように思っております。そういったところで、物々交換とか、そういったことも含めて、地域の方の単品と申しますか、トラックに出すほどでもないような物品については、そういったいろんな配慮が必要じゃないかなと私は思います。

ちなみに、軽トラック市をしておる吉野ヶ里とか山川あたりでは、もう六十何%は業者の方、市外から来ていると。また、吉野ヶ里に大川の人も出店をしている、そういった実態があるわけございまして、今言う健康課における生きがいづくりの部分はちょっと外れるんじゃないかなというような気もしないでもないわけございまして。そういったことで、そういうものをつくって売るということに対して、もう本当に前向きに取り組んでいただける高齢者の方々が多く出店され、それが完売することを願ってやまないわけございまして。

いずれにいたしましても、何も知らないまま報道が先に行き、アンケートの趣旨もよくわからないで右往左往をされた地元の役員さんたち、こういった方は心の中では非常に憤慨をしているという実態でございますので、その辺もぜひ頭の中に置いていただきたいと、そういうふうに思うわけございまして。

いずれにいたしましても、木室のふれあい市場が有効に使われ、そして生きがいづくり、そして農産物の販売につながることを期待してやまないわけございまして。

では次に、最後に狭隘道路の拡幅についてお尋ねをいたします。

本当にセットバックによって4メートルの道路は広げていくということで、前回8件の協力があつたと。自己管理が13件であったというようなお話がございました。そういった中で、道路行政というのを考えたときに、このセットバックだけでいいだろうかというのがあるんです。どういうことかといいますと、角地ですよ、角地。前が広い道路に面して、そのわき道にある角地、この角地がなかなか協力してもらえないというような状態があるようござ

いまして、先般、大川のあるところから電話がありまして、写真も撮りに行きました。駐車場に使うということで売買をされております。駐車場でございますから、当然、セットバックの規制がない。ということで、その駐車場をここまでが我がものだということで、ブロック2段接いであります。そのため、奥のほうの道には入っていけないと、こういう状態になっております。私はこれでいいんだろうかなと思いました。

もう1カ所、先ほど申しました郷原一ツ木線の量販店ができておるところのわき道でございますが、ここは土どめという形で今までであった市道がもう歩くだけしかできないような道になってしまったと。両側が土どめという形で道路よりか上がっていると。そのことによりまして、つけかえ道路をつくらざるを得ないということで、上巻地区の公民館、区長さんをお願いしてつけかえ道路をつくらざるを得なくなっている。こういう状態では、大川市の道路はよくならないと。建築によるセットバックはセットバックに置いておって、道路行政という形で角地を4メートルになるように買い上げるとか、そういう道路政策をしていかなければ、奥のほうが幾ら協力してもその道は通れないということになると思います。そういったことについて、何かルールづくりをしなければいけないんじゃないですか。そういうことについて、ちょっと見解をお聞かせください。

議長（井口嘉生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（川野徳秀君）

まず、セットバックと申しますのは、いわゆる建築基準法がもとになっておりまして、1.8メートル以上の道路につきましては、建築する場合は中心から2メートル引かなければならないということが基本になっておるわけでございます。

今おっしゃいますいずれの道路も、もとになっておるところが、いわゆる1.8メートル未満のようなところが、いわゆるそういう問題が出てくるところでございます。これを何とか制度的にやっていくべきじゃないかということで、おっしゃる趣旨は大体十分にわかるわけですけれども、実際やるとなると、じゃ、そこに優先的にやるのかという問題ももちろん出てきます。御承知のとおり、一般のいろんな地元からの要望路線だけでも数十本抱えておりますし、そこに優先してやっていくかという市全体の道路行政に対する、いわゆる予算の配分の問題もあるかと思えます。

それと、個別的にはいわゆる規制がかかれば何とかできる分もあるかと思えますが、実際、

建築基準法での規制もかけられないということで、強く出るといいますか、買収についてお願いに行くのも、本当、もうお願いしかないということでございますので、もう制度的につくるというのは、ちょっとかなり厳しいかなというふうに考えております。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

建築基準法に当てはまらない部分だから大変厳しいものがあるということでございますが、新しい道路ができるときは用地交渉に行くわけでございますから、奥のほうセットバックで協力してある、一番前ができないというのではやっぱりこれはおかしいと思います。新しい道路をつくるつもりで、この前を協力していただければずっと広くなりますよと、救急車が通るんですよ、奥の方のことも考えて譲っていただけないだろうか、そういった粘り強い説得と申しますか、そういったことで、やっぱり角地の問題をルール化するような、そういう施策を、建築行政じゃなくて道路行政として、大川市の今ある道路をどう守っていくのか。これがもう使えないような道路になってしまっていくわけですから、この今ある狭い道でも大川市の財産ですから、これを広げて有効に使うと、そして、奥の方が安全に使うと。この4メートル道路というのは、やっぱりものを運ぶだけじゃないんです。やっぱり通風とか、それから換気とか、それから採光、日照、そういったものをいろいろ含めた道路になると思うわけです。そういったことも考えて、ぜひ道路行政の中で、この角地の問題等は考えていただきたいと私は思うわけです。市長、どうでしょうか、その辺。もう市長の考えでやっぱりどうかせにやいかんとじゃないでしょうか。

議長（井口嘉生君）

副市長。

副市長（福島裕幸君）

じゃ、今の件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

やはり道路というのは、市のインフラであり、大事な財産になると思います。それで、やっぱり詳しく調べて、そして御協力をいただけるところは粘り強くお願いをして、そして御協力を得るといって進めていかなければならないというふうに、これは基本的な考え方として思っております。

ただ、予算配分の問題で、なかなか急にそこだけ、特定のところだけ整備するということ

も難しゅうございますので、いろんな御要望をお聞きするときに詳しくお聞きして、決して中途半端で十分な検討ができないようなものじゃなくて、検討材料にきちんとなるようにきめ細かくといたしますか、そういう形で伺った上で、道路行政、それからまちづくり行政を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（井口嘉生君）

10番。

10番（中村博満君）

はい、ありがとうございます。

柳川市では、建築を伴わないで後退道路用地を寄附されると、私どもの地域よりかは先輩でございますから、そういう状態もあっておるそうでございます。やっぱり大川市においても、そういうふうな自分たちの身近な道路は自分たちで広げるんだというような意識の中で、お金を余りかけないで広くできていけばそれが一番いいわけでございます。ですから、やっぱり今、副市長がおっしゃいましたように、角地につきましては粘り強い説得の中で、うちは関係ないと言われるかもしれませんが、そこだけは買い上げるとか、角地だけについては買い上げるとか、2番目からはやっぱりセットバックをお願いするとか、いろんなことをしておかねば、角地の方は納得しないというのはもちろんあるかもしれません。

そういったところで、大川市の狭隘な道路が私はこのままでいいはずはないと。入り口が狭くて奥が広いと、こういうことはあってはならないと、そういうふうに思いますので、そういった道筋をつけた道路行政のルールづくりをしていただくことを懇願いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（井口嘉生君）

ありがとうございました。

以上で本日の一般質問を終わります。

なお、次の本会議は明日午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分 散会

